

家屋等の新築・建替えに伴う 取付管・接続ますの改善マニュアル

令和 7 年 4 月

神戸市 建設局 下水道部 管路課

目 次

第1章 概要

1. 1 本マニュアルについて.....	1
1. 2 事業概要	1
1. 3 本事業で取り扱う承認工事の種類	1

第2章 申請方法

2. 1 新設工事（支援事業対象外）の申請	6
2. 2 改築工事（支援事業対象）の申請	7
2. 3 無人・郵送受付	11
2. 4 窓口対応	12
2. 5 電子（e-KOBE）による受付	12
2. 6 ライニング工事	13
2. 7 施工前の連絡（承認工事）	14
2. 8 変更申請	14

第3章 提出書類

3. 1 提出書類一覧	15
3. 2 提出書類の注意事項	16
3. 3 提出書類の記載方法	25
3. 4 その他	61

第1章 概要

1. 1 本マニュアルについて

本マニュアルは、主に申請者や排水設備指定工事店を対象とした手順書として、承認工事や支援事業の申請手続き方法についてまとめたものである。

また、承認工事を行う際の標準的な施工手順や施工時の注意点等を本マニュアルの別冊【施工手順編】に示している。

1. 2 事業概要

建築物の新築・建替え時に公共下水道管理者以外の者が公共下水道である取付管及び接続ますを「新設」、「改築」する場合、下水道法第16条に基づく承認工事（以降、「承認工事」）として取り扱う（「下水道工事の施行に係る費用の負担基準要綱」に規定）。

老朽化した取付管及び接続ますは、不明水の浸入や道路陥没を引き起こす恐れがあることから、「改築」については市が工事費を給付金（上限100万円/箇所）として支払う事業（支援事業）を実施している（「公共下水道（取付管・接続ます）改善への支援事業実施要綱」に規定）。

下水道法第16条に基づく承認工事とは

下水道法第16条において「公共下水道管理者以外のものは、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事を行う事ができる」とされている。これに基づき、申請者が本市の承認を受けて公共下水道施設である取付管・接続ますの新設・改築工事を行うものである。

1. 3 本事業で取り扱う承認工事の種類

（1）新設

・取付管・接続ますがない場所に新たに取付管・接続ますを設置するものである。

※取付管が本管に対して直角に布設できない、かつ布設延長が長い（10m程度）場合は、本管延伸を検討する可能性がある。申請前に改善ラインに相談すること。

（2）改築

・既設の取付管・接続ますを、原則同位置（延伸含む）にて布設替えするものである。

・改築に係る費用は原則、支援事業の対象となる。

・施主都合により移設（新設＋撤去）を行う場合は原則、新設、撤去ともに支援事業の対象外となる。ただし、本市からの指示で取付管等の移設を行う場合の撤去などについては、取り扱いが変わる場合もある。（詳細は3,4ページ参照）

・複数の土地を1つの宅地とする際に不要となる取付管等の撤去は支援事業の対象外となる。1宅地に複数の取付管が設置されている場合の撤去などについては、取り扱いが変わる場合もある。（詳細は4ページ参照）

・開発行為に係る撤去のみの場合は支援事業の対象外となる。

・規格外の取付管（塩ビφ100mmなど）を規格通り（塩ビφ150mm）に直す場合、給付対象の入替工事とすることが可能である。

- ・原則、以下の改築方針に基づき改築を行う。

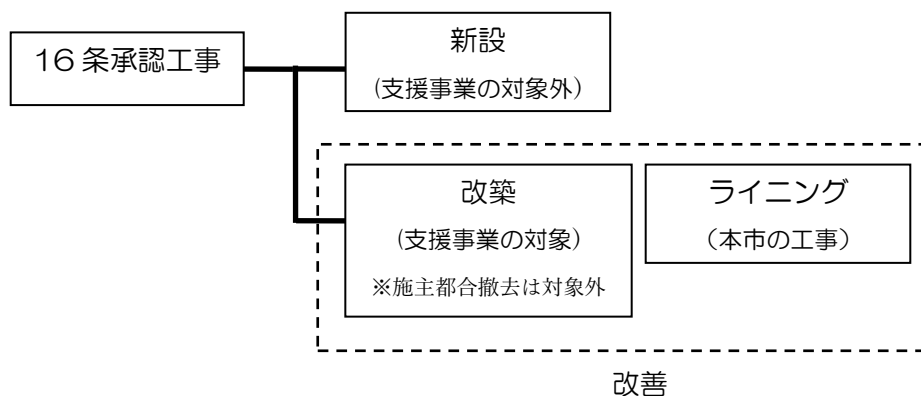
＜改築方針＞

- ① 塩ビ製やライニング済以外の取付管・接続ますは塩ビ製に改築する。
- ② 公道ますは宅内へ移設する。
- ③ 不要な取付管・接続ますは撤去する。

- ・私道の道路上にある接続ますは同一箇所での入替を前提とする。車両通行が見込まれる道路に接続ますを設置する場合、車道用の蓋とすること。私道の道路上にある接続ますを宅内に延伸する費用は支援事業の対象外となる。
 - ・舗装本復旧を下水工事の業者以外が行い、下水工事に対する舗装復旧費用の負担がない場合、舗装復旧費用は支援事業費に含まない。
 - ・塩ビ製で健全な宅地ます・取付管では撤去せずに休止措置とするケースもある。2 宅地を 1 つにまとめる場合や、1 つの広い宅地で将来的に土地の分割が行われると判断できる場合などがあげられる。
 - ・以下の場合には施工の可否を確認の上、本市発注の工事にてライニング（既設のコンクリート製取付管・接続ますの内面に化学材質を圧着・硬化し、非開削で補強する工法）を実施する。取付管はライニングし、接続ますは改築を行う場合もある。
- なお、本事業においては改築とライニングを総称して改善とする。

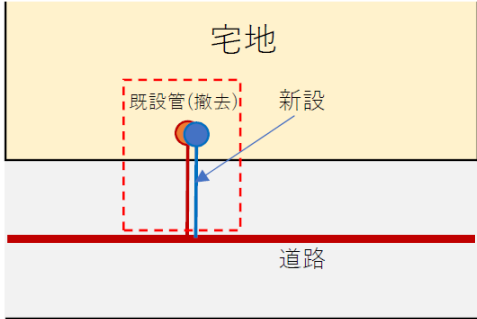
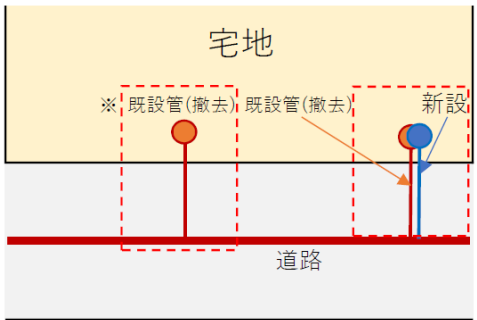
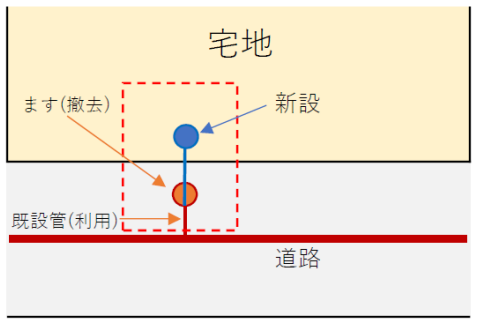
＜ライニングを行う場合＞

- ① 本管深が深い（概ね 2.5m 以上）
- ② 取付管延長が長い（概ね 5m 以上）
- ③ 現地条件で開削工事が困難 等



老朽化または構造的な異常が認められる取付管・接続ますの工事に対する支援事業の考え方

★家屋の建築時、1 宅地→1 宅地での対応

	支援事業の考え方	備考
○同位置で取付管を入替 	●入替工事箇所 新設：神戸市が費用負担 撤去：神戸市が費用負担	同位置での入替工事は、神戸市が費用負担する。
○同位置で取付管を入替 (複数の取付管がある場合) 	●入替工事箇所 新設：神戸市が費用負担 撤去：神戸市が費用負担 ●撤去工事箇所 神戸市が費用負担	入替え対象以外の取付管の撤去は、支援事業の対象とする。既設取付管が複数ある場合、取付管（塩ビ製）の利用を優先する。健全な取付管撤去は原則、申請者負担となる。1 宅地の判定は、直近の住宅地図などにより判定する。
○同位置で取付管を延伸 	●ます撤去工事箇所 神戸市が費用負担 ●取付管・接続ます延伸箇所 神戸市が負担	同位置での取付管の延伸工事は、神戸市が費用負担する。

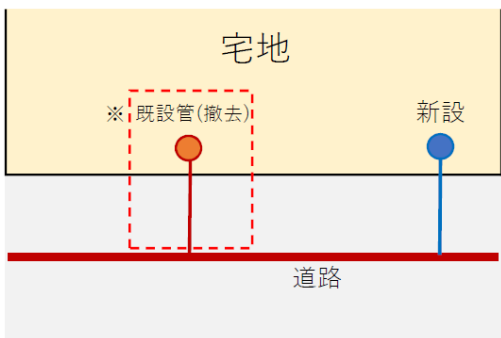
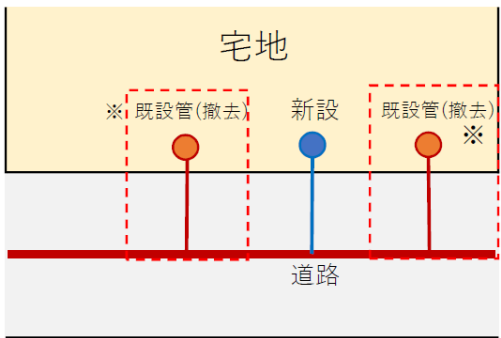
※既設の取付管が公道ます、宅内ますいずれの場合でも適用します。

※下水道台帳、現地写真での判断を基本とし、長屋であっても建物が1 戸の場合、1 宅地とみなし、過剰な桝の撤去は給付対象とする

※住宅地図で駐車場となっていれば、過剰な桝の撤去は市負担となる。

※既設の塩ビ管・塩ビ桝の利用を優先とし、そうしない場合、入替工事は施主負担となる。

★家屋の建築時、1 宅地→1 宅地での対応

	支援事業の考え方	備考
○別位置に取付管を新設 	●新設工事箇所 申請者が費用負担 ●撤去工事箇所 申請者が費用負担	・申請者の都合により取付管の移設を行うため、申請者が撤去費用を負担する。 ・既設取付管は原則撤去する。
○別位置に取付管を新設 (複数の取付管がある場合) 	●新設工事箇所 申請者が費用負担 ●撤去工事箇所 申請者が費用負担 ●撤去工事箇所 (2か所目以降) 神戸市が費用負担	・取付管 1 箇所は移設相当分として、申請者が撤去費用を負担する。 ・残りの取付管の撤去は、支援事業の対象とする。 ・既設取付管が複数ある場合、取付管（塩ビ製）の利用を優先する。健全な取付管撤去は原則、申請者負担となる。 ・1 宅地の判定は、直近の住宅地図などにより確認する。

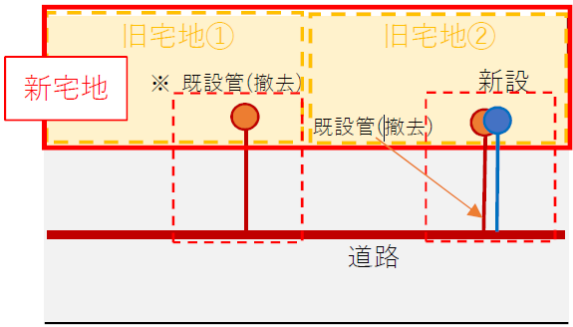
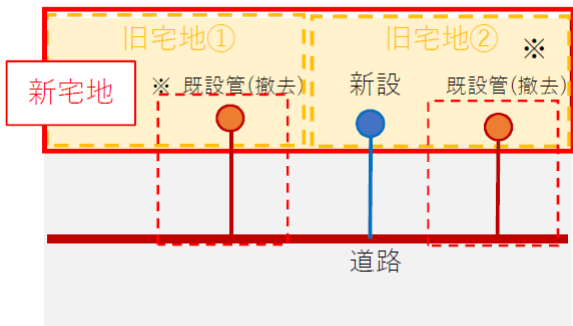
※既設の取付管が公道ます、宅内ますいずれの場合でも適用します。

※下水道台帳、現地写真での判断を基本とし、長屋であっても建物が1戸の場合、1宅地とみなし、過剰な桝の撤去は給付対象とする。

※住宅地図で駐車場となっていれば、過剰な桝の撤去は市負担となる。

※既設の塩ビ管・塩ビ桝の利用を優先とし、そうしない場合、入替工事は施主負担となる。

★家屋の建築時、2 つ以上の宅地を 1 つにする場合

	支援事業の考え方	備考
○同位置で取付管を入替 	●入替工事箇所 新設：神戸市が費用負担 撤去：神戸市が費用負担 ●撤去工事箇所 申請者が費用負担	・同位置での入替工事は神戸市が費用負担する。 ・複数の宅地を 1 つにしたことにより不要となる取付管の撤去は、申請者が撤去費用を負担する。
○別位置に取付管を新設 	●新設工事箇所 申請者が費用負担 ●撤去工事箇所 申請者が費用負担 ●撤去工事箇所 申請者が費用負担	・申請者の都合により取付管の移設を行うため、申請者が撤去費用を負担する。 ・既設取付管は原則撤去する。 ・複数の宅地を 1 つにしたことにより不要となる取付管の撤去は、申請者が撤去費用を負担する。

※既設の取付管が公道ます、宅内ますいずれの場合でも適用する。

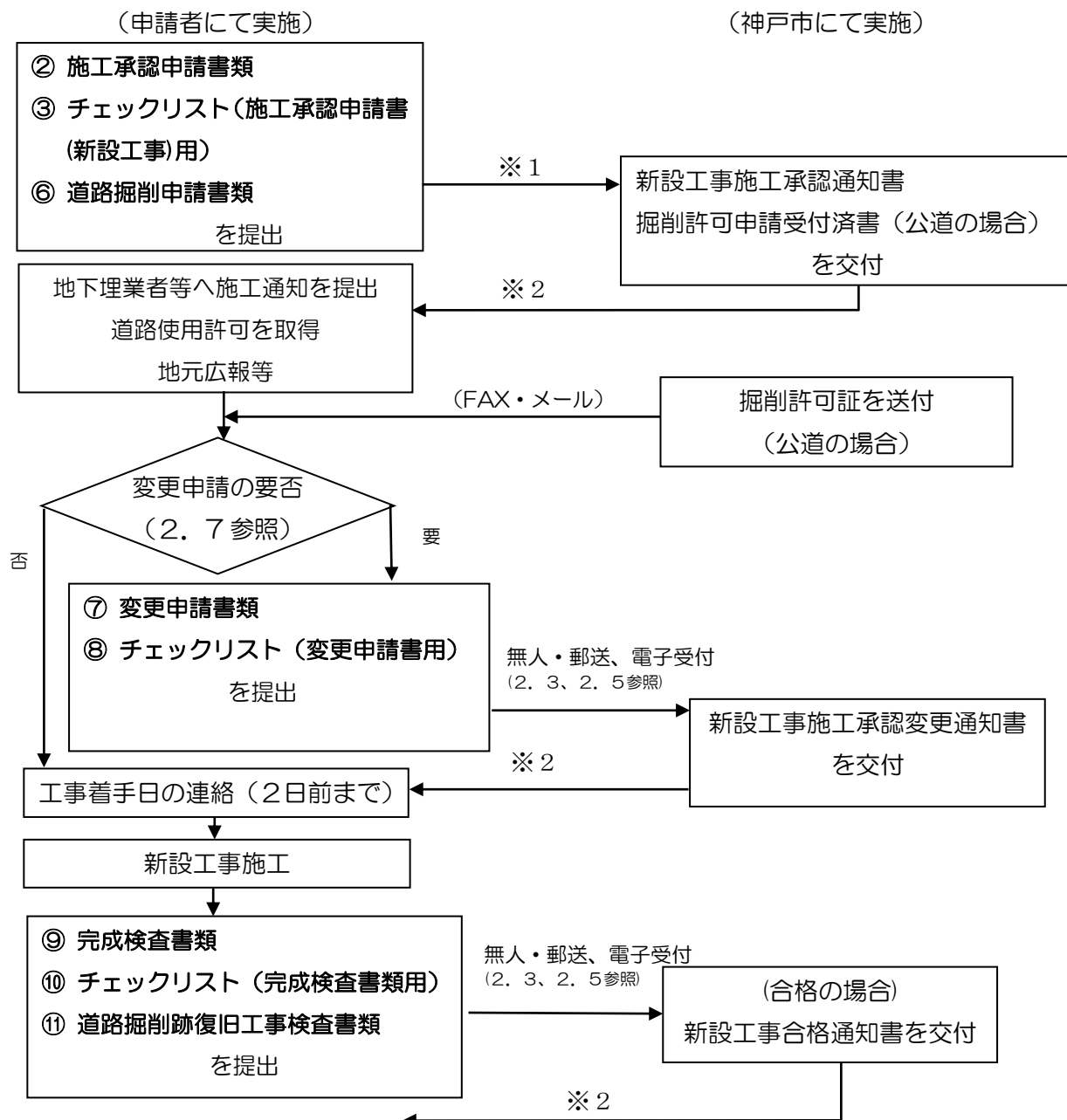
※土地を登記上は合筆せず、2 宅地を 1 つにまとめ、1 戸を建築する場合も同様に扱う。

第2章 申請方法

2. 1 新設（支援事業対象外）の申請

建築物の新築・建替えに伴う取付管・接続ますの新設工事を行う場合、承認工事の申請が必要となる。

申請フローを以下に示す。（各提出書類については「3. 1 提出書類一覧」を参照）



※1 書類の提出は原則「無人・郵送受付」（2.3 参照）とするが、③「取付管・接続ます新設工事 無人・郵送受付提出書類チェックリスト（施工承認申請書（新設工事）用）」において「無人・郵送受付」の条件を満たさないものは窓口での受付（2.4 参照）となる。郵送受付の場合は「⑩ 郵送提出書類一覧表」を添付すること。

※2 窓口にて交付する。郵送受付時に郵送での返送を希望した場合は、本市より郵送にて送付する。電子申請の場合、新設施工承認通知書等は電子申請システム(e-KOBE)にて交付する。

2. 2 改築（支援事業対象）の申請

（1）申請フロー

建築物の新築・建替えを行おうとする場所の取付管・接続ますが塩ビ製またはライニング済以外である場合は、基本的には改善を行う必要があるため、申請者にて現地調査を行い、調査報告書類を本市に提出することとしている。また、取付管・接続ますの改築工事を行う場合は、承認工事の申請に加え、支援事業認定申請が必要である。

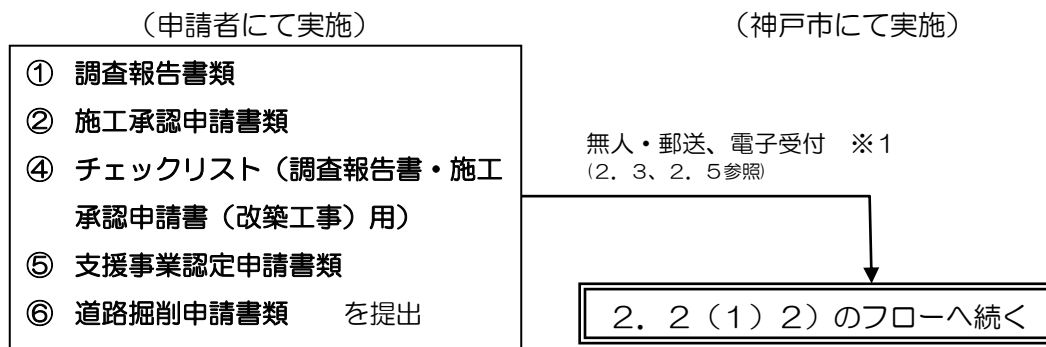
直接申請（2. 2（4）参照）や、無人・郵送受付（2. 3参照）の対象となるかどうかで調査報告書の提出を含む手続き方法が異なるため、④「取付管・接続ます改築工事 直接申請・無人・郵送受付チェックリスト（調査報告書・施工承認申請書（改築工事）用）」による判定結果に基づき手続き方法を決定する。

チェックリストによる判定結果毎の申請フローを2. 2（1）1）に示し、それ以降の申請フロー（共通部分）を2. 2（1）2）に示す。

注意）開発行為に係る入替を伴わない撤去工事は支援事業の対象にならない。

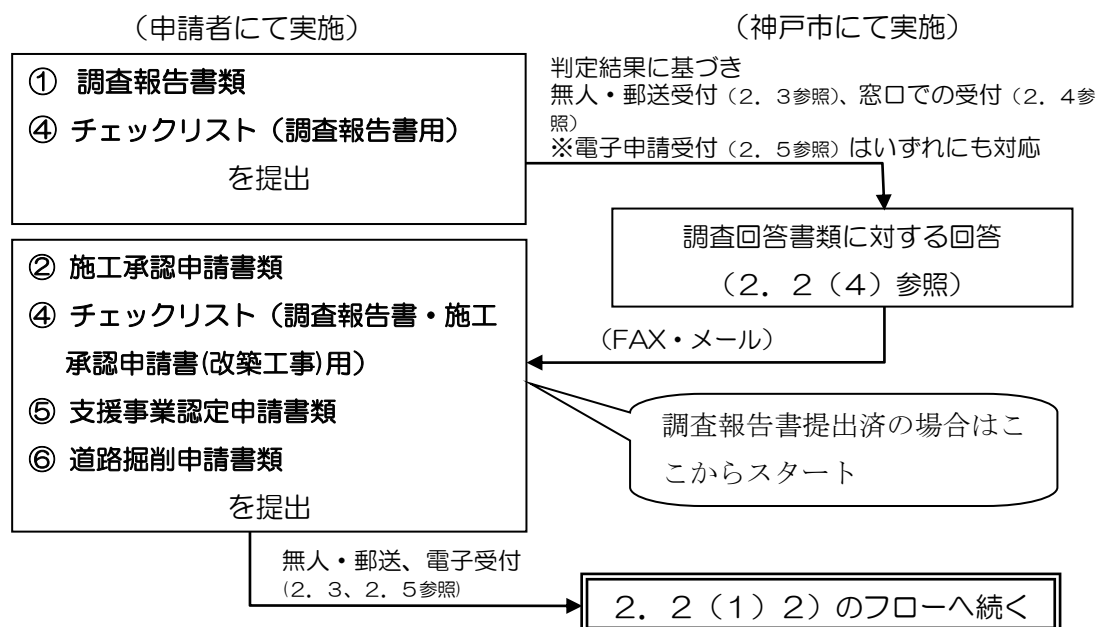
1）施工承認申請書類提出までの申請フロー（チェックリストの判定結果毎）

① 判定結果が「直接申請かつ無人・郵送受付となります。」の場合

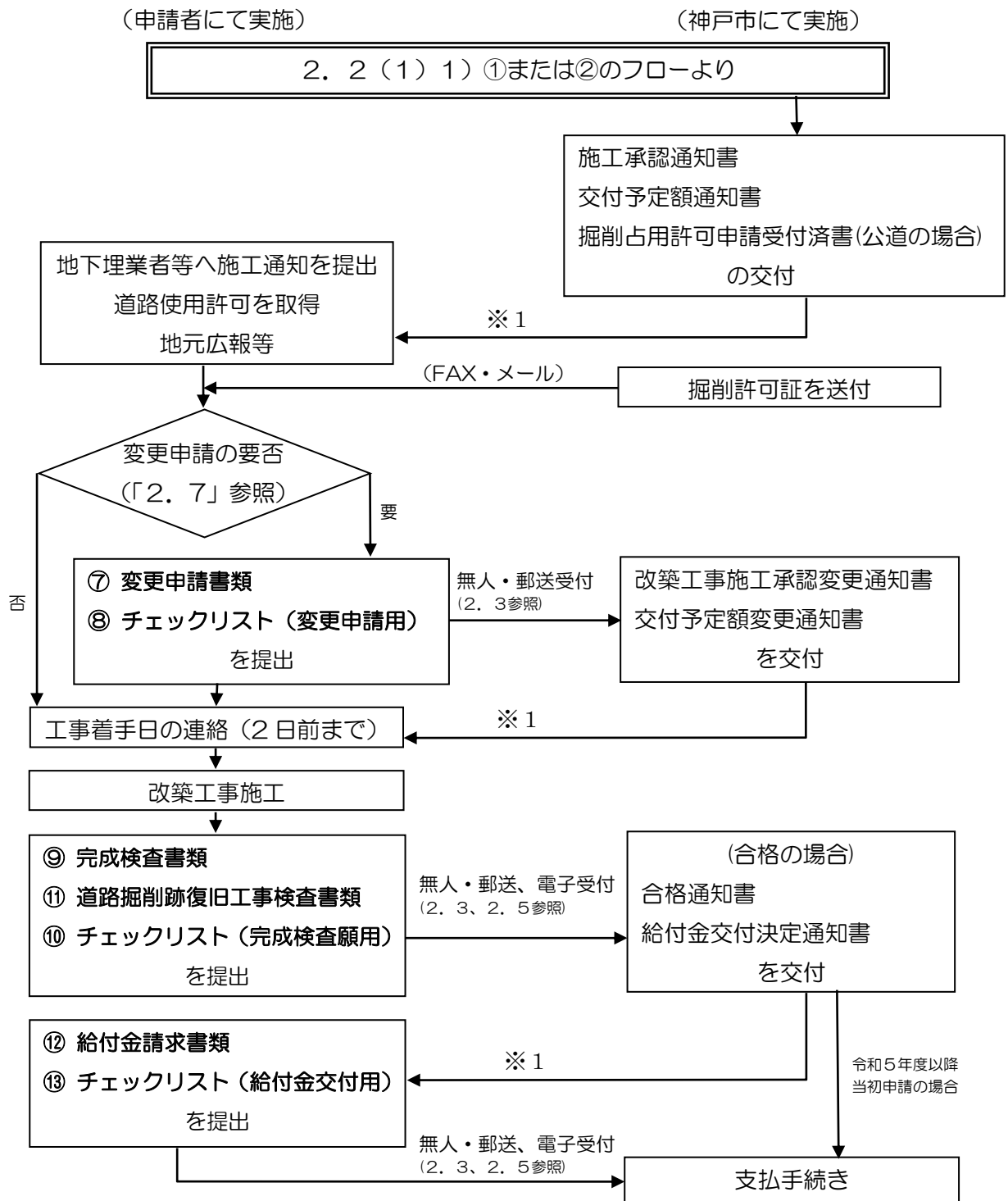


※1 開削工法による施工が困難と判断される場合等は窓口（オンライン含む）にて職員に相談（2. 4参照）。

② 判定結果が「直接申請となりません。調査報告書のみ無人・郵送または電子受付となります。」もしくは「直接申請となりません。調査報告書のみ窓口、電子申請での受付、もしくは窓口（オンライン含む）での相談受付となります。」また「無人・郵送受付の対象です。」の場合



2) 施工承認申請書類提出後の申請フロー（共通部分）



※1 窓口にて交付する。郵送受付時に郵送での返送を希望した場合は本市より郵送にて送付する。
電子申請の場合、施工承認通知書、交付予定額通知書等は電子申請システム(e-KOBE)で
交付する。

（２）給付額上限

給付額は１箇所の改築（撤去含む）につき上限を１００万円(税込)と定めている。

また、同一住所の敷地内に複数箇所の改築を行う場合、複数箇所分の申請を１つの申請書にまとめて提出することもできるが、１つの申請書につき給付額の上限は１００万円(税込)となる。（上記の場合に箇所ごとに分けて申請することも可能）

（３）支援事業認定申請時の本人確認について

支援事業認定申請において、以下の方法にて本人確認を行う。

① 申請者が指定工事店以外（土地や排水設備の所有者や使用者）

⇒本人確認ができるものの写し※を申請書に添付する。

② 申請者が施工業者（主に指定工事店）の場合

⇒指定工事店の場合、指定工事店証の写しを申請書に添付する。

それ以外の場合、会社の登記情報がわかる資料を添付する。

※本人確認ができるもの

・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・健康保険被保険者証 など

（４）直接申請

直接申請は、申請者が現地調査を行った結果、直接申請の条件（支援事業の対象となると判断できる条件）を満たしている場合において、調査報告書類を支援事業認定申請書類・改築工事施工承認申請書類と同時に提出する申請方法である。

直接申請の対象かどうかは、④「取付管・接続ます改築工事 直接申請・無人・郵送受付チェックリスト（調査報告書・施工承認申請書（改築工事）用）」による判定結果により決定する。以下の全ての条件を満たしていることが直接申請の条件である。直接申請の条件を満たしている場合は直接申請による提出を原則とする。

・施工内容が撤去のみである。もしくは入替の場合、取付管、接続ますの両方、もしくはどちらかが塩ビ製やライニング済以外である

・下記条件のいずれにも該当しない

①本管深 2.5m 以上（入替の場合のみ）

②取付管延長 5.0m 以上（入替の場合のみ）

③取付管・接続ますが共同排水となっている

④バス路線もしくは２号工以上の舗装の開削が必要（入替の場合のみ）

※舗装の施工厚（号数）が不明な場合は道路管理者に確認すること。

一方、直接申請の条件を満たしていない場合は、調査報告書類をもとに本市が改善方法等を決定し、調査者へ回答する。本市からの回答内容が改築工事の対象となる場合において、申請者は支援事業認定申請書類及び改築工事施工承認申請書を本市に提出する。

(5) 調査報告書に対する回答

調査者からの調査報告書提出を受け、本市が改善方針等を回答する。

調査報告書に対する回答項目と内容は以下のとおり。

① 「入替」

開削工事により取付管・接続ますを塩ビ製に入替えるものである。支援事業の対象となる。

② 「撤去」

不要な取付管・接続ますを撤去するものである。原則として、同宅地内に複数の取付管・接続ますが存在する場合、1 つを残して撤去する。支援事業の対象となるケースについては、1. 3 (2) を参照。

③ 「ますのみ取替」

開削工事により接続ますのみを塩ビ製に入替えるものである。支援事業の対象となる。取付管が塩ビ製もしくはライニング済のもので、一部例外(排水設備側の管口が3 つあるもの)を除く塩ビ製以外のますが取替の対象となる。

※本市の取付管ライニングと合わせて接続ますを入替える場合は、取付管ライニング施工後に接続ますを取替えること。(小口径塩ビますでは取付管ライニングが施工できなくなるため)

④ 「ライニング」

本市発注の工事にてライニング工事を実施するものである。ライニング業者より施工日の連絡が調査者に入るため、調整すること。

※この場合、ライニング調査後の回答となるため、回答までに4週間程度要する。

回答が「ライニング」である場合、ライニングとあわせて改築として接続ますの布設替えを行う場合がある(2. 6 参照)。

⑤ 「残置」

使用していない既存の取付管・接続ますを残置するものである。

以下の場合に残置とする。

- ・対象の取付管・接続ますを本市の別工事で撤去する予定
- ・対象の取付管・接続ますが塩ビ製で、将来的に使用する可能性がある

⑥ 「継続使用」

既設の取付管・接続ますに改善等の処置を行わないものである。本管ライニング等により本管接続部で閉塞されている場合等があるので、対象の既設取付管・接続ますが本管に接続されていること・構造上問題ないことを十分確認する必要がある。

以下のような場合に継続使用と回答することが多い。

- ・既存の取付管・接続ますが塩ビ製やライニング済
- ・外構や石積み等が支障となる等により改善できない

⑦ 「その他」

上記以外の内容を記載し回答する。

2. 3 無人・郵送受付

(1) 概要

無人受付とは、各種提出書類を窓口付近に設置する投函箱に投函する提出方法である。基本的に提出時に本市職員への声掛け等は不要である。

郵送受付とは、各種提出書類を郵送する提出方法である。郵送受付で提出した場合に限り、本市からの返答書類を郵送にて返送することも可能である。

(2) 無人・郵送受付の対象書類について

全ての提出書類が対象であるが、一部の提出書類には条件があり、それらは各チェックリストに基づいて書類の提出方法を決定する。条件については以下の表のとおりである。

無人・郵送受付対象書類	対象となる条件等
施工承認申請書類（新設工事）	③「取付管・接続ます新設工事 無人・郵送受付提出書類チェックリスト（施工承認申請書（新設工事）用）」の条件
調査報告書類	④「取付管・接続ます改築工事 直接申請・無人・郵送受付チェックリスト（調査報告書・施工承認申請書（改築工事）用）」の条件
施工承認申請書類（改築工事） 支援事業認定申請書類	④「取付管・接続ます改築工事 直接申請・無人・郵送受付チェックリスト（調査報告書・施工承認申請書（改築工事）用）」の条件
変更申請書類	—
完成検査書類	—
給付金請求書類	—
承認申請取下げ書類	—

条件を満たしている書類及び条件のない書類は無人・郵送受付による書類提出が可能である。

(3) 無人・郵送受付の注意事項

提出された書類に不備があった場合、本市よりFAX等で連絡する。この場合、書類の再提出がなされるまでの期間、申請手続きの処理が停止することとなるため、速やかに不備を是正し、再提出すること。

(4) 郵送受付方法

1) 郵送先

以下の宛先に郵送する。

〒651-0084
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸3F
神戸市建設局下水道部管路課（改善担当）

2) 郵送提出書類一覧表の添付

郵送受付での提出を行う場合、「⑩郵送提出書類一覧表」を添付すること。

「⑩郵送用提出書類一覧表」は提出封筒1つにつき1部提出すること。

3) 本市からの郵送返答について（郵送受付のみ対象）

郵送受付にて提出された書類に対する本市からの返答書類（各種通知書等）について、郵送での返送を希望する場合は、「⑩郵送提出書類一覧表」の該当項目にチェックを入れ、郵送封筒に返送用封筒を同封すること。返送用封筒には予め切手の貼付、返信先の記入を済ませておく。切手の額は本市からの返答書類の重量を考慮のうえ決定すること（3. 4（7）参照）。

返送用封筒は提出時の封筒 1 つにつき 1 つ同封すること。ただし、施工前に必要な書類（施工承認申請書類、支援事業認定書類、変更申請書類）と完成後提出する完成検査書類やを同時に提出する場合は 2 つ同封すること。

郵送での返送を希望しない場合、返答書類は窓口での受け取りとなる。

4) 複数の書類をまとめて提出する場合

提出する書類の種類が混在していても 1 つの封筒にまとめて郵送することができる。

5) 郵送受付の注意事項

- ・ 郵送方法は指定しないが、不着や遅延などの郵便事故について本市はその責を負わない。書類の紛失を防止するために特定記録郵便や簡易書留での郵送を推奨する。
- ・ 郵送（返送含む）に係る費用については申請者の負担となる。

2. 4 窓口対応

無人・郵送受付（2. 3 参照）の条件を満たさない場合の書類提出や、本マニュアルに記載がない内容に関する質問、一般的な現場と異なる場合等における相談については窓口にて本市職員が対応する。

また、オンラインによる窓口相談も行っている。申請者が来庁にかかる時間の削減にもつながるため、積極的に活用いただきたい。

いずれの場合においても、来庁前に本市担当者にアポイントメント（「来庁前予約」）を取る。「来庁前予約」を行わずに来庁した場合、担当者不在等により対応できない恐れがある。

2. 5 電子（e-KOBE）による受付

令和 4 年度から e-KOBE（神戸市スマート申請システム）を利用した電子による申請手続きを新たに開始した。

直接申請（2. 2.（4）参照）はもちろんのこと、調査報告書類のみの提出も可能である。

パソコンにより申請手続きを行えるため、申請者が申請書類を窓口に出す手間を省ける。また、申請フォーム上で申請書類の提出漏れが確認できるほか、申請手続きの進捗がメールで申請者に送付される、各種通知書が電子上で交付されるなどのメリットがある。

なお、最初の申請手続きで選択した媒体は途中で変更する（紙申請を途中で電子にする、電子申請を途中で紙申請にする）ことができない。ただし、令和 4 年度以前に当初申請を紙で行った案件の給付金請求書類についてのみ、電子での提出を可とする。

【e-KOBE（神戸市スマート申請システム）への進み方】

神戸市ホームページ「建築にあたり必要な下水道の手続き」のページ内にある「電子申請（e-KOBE）」にリンクがある。

「建築にあたり必要な下水道の手続き」の URL

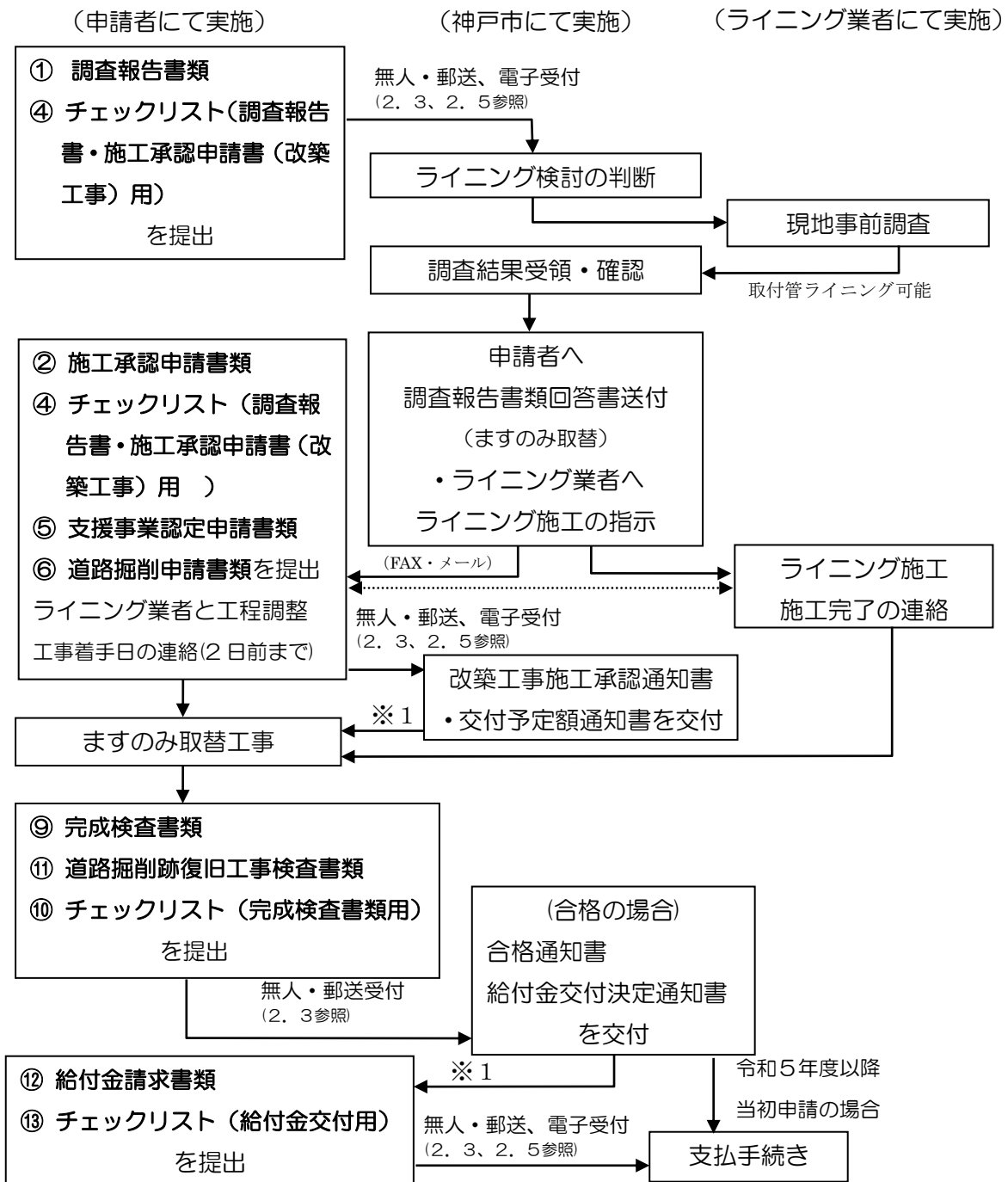
https://www.city.kobe.lg.jp/a16804/tetsuduki.html#kaizen_shien

2. 6 ライニング工事

(1) 申請フロー

直接申請の対象とならない場合（2. 2（1） 1）②参照）において、調査報告書を受けて本市が改善方針等を検討した結果、本市発注の工事にて取付管ライニングのみを行い、申請者等が支援事業対象の改築工事として接続ますのみ布設替えを行う場合がある。

その場合のフローを以下に示す。なお、ライニング業者による現地事前調査の結果、取付管ライニングが不可であった場合は本フローによらない。（各提出書類については「3. 1 提出書類一覧」を参照）



※ 1 窓口にて交付する。郵送受付時に郵送での返送を希望した場合は本市より郵送にて送付する。

電子申請の場合、施工承認通知書、交付予定額通知書等は電子申請システム（e-KOBE）で交付する。

(2) ライニング工事にあわせて、ますの入替えを行う場合の注意点

- ・ライニングを検討する場合はライニング業者による現地事前調査実施後に調査報告書に対する回答を行うため、通常より回答に時間を要する（2 週間程度）。
- ・ライニング業者との工程調整を密に行うこと。
- ・小口径塩ビますへの布設替え後は取付管ライニング施工ができない。そのため、接続ますの入替えは取付管ライニング施工完了後に行うこと。

2. 7 施工前の連絡（承認工事）

申請者は工事着手の2日前までに本市に工事着手日の連絡を入れること。連絡はFAX・メールにて連絡すること。

送付様式は定めていないが、以下の事項は必ず明記すること。

- ・申請者もしくは受任者名・工事担当者名・工事担当者連絡番号・FAX 番号
- ・管理番号・施工場所・承認番号・施工日・道路掘削許可番号

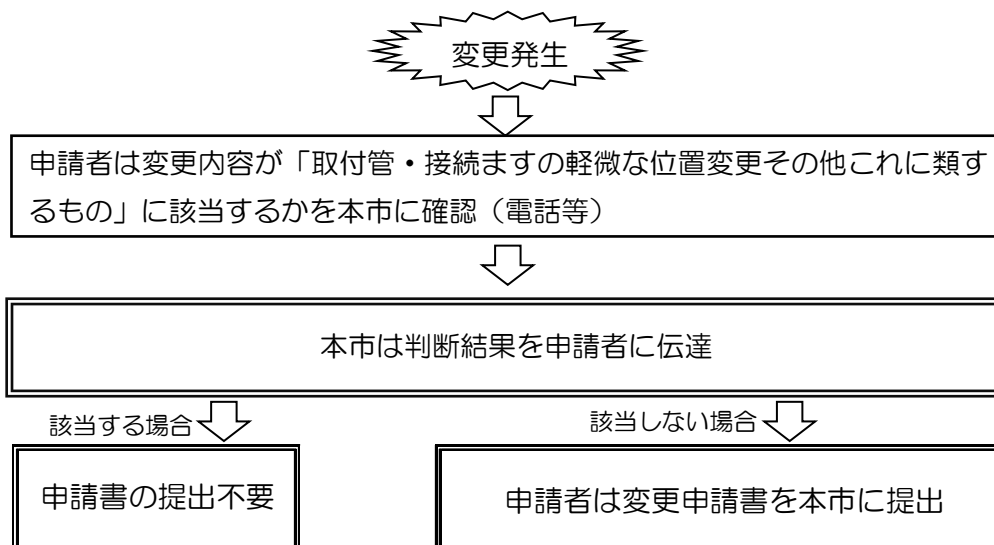
2. 8 変更申請

当初の申請内容から変更が生じた場合、速やかに申請者から本市に変更の連絡（電話、来庁等）を行い、本市より軽微な変更に該当するかどうかの回答を得る。

軽微な変更には該当しない場合は、変更申請を行う必要がある。

なお、当初申請時の予定工期内に工事が完了せず、工事完成検査願が提出できない場合は変更申請を行うことを原則とする。

変更が生じた際のフロー図



第3章 提出書類

3. 1 提出書類一覧

種類	部数	様式(見本のページ)	必要書類※1		備考	提出時期
			新設	改築		
①調査報告書類					注意事項は3.2.1)参照。既設管ありの場合提出。	新規申請時
公共下水道（取付管・接続ます）の調査報告書	1部	P.20	△	○		
位置図	1部	P.21	△	○		
公共下水道台帳施設平面図 A3(本管・取付管説明図 各1枚)	1部	—	△	○	注意事項は3.2.2)参照	
建築計画平面図	1部	—	△	○	住所を明記しているものを添付する	
現地写真	1部	P.22	△	○	注意事項は3.2.3)参照	
②施工承認申請書類						
取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認申請書	1部	P.23	○	○	注意事項は3.2.4)参照	
取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認申請書(副)	1部	P.24	○	○		
委任状	2部	P.25	○	○	※2	
位置図	2部	P.21	○	○		
平面図・横断面図	2部	P.26	○	○	注意事項は3.2.6)参照	
公共下水道台帳施設平面図(本管・取付管説明図)	2部	—	○	○		
工事箇所現況写真(遠景・近景)	2部	任意	○	○		
建設案法による許可通知書（土木工事業又は管工事業）	1部	—	○	○		
開発事前審査申出書に関する意見について(回答)【下水道部計画課発議】	1部	—	△	△	開発行為に該当する場合のみ提出	
別紙意見書(写)【下水道部計画課発議】	1部	—	△	△	開発行為に該当する場合のみ提出	
汚水管布設平面図・使用材料図面(承認図)(写)【計画課確認印が押印済】	1部	—	△	△	注意事項は3.2.5)参照	
③取付管・接続ます新設工事 無人・郵送受付提出書類チェックリスト（施工承認申請書（新設工事）用）	1部	P.27-28	○	—		変更時
④取付管・接続ます改築工事 直接申請・無人・郵送受付提出書類チェックリスト(調査報告書・施工承認申請書（改築工事）用）	1部	P.29-30	—	○		
⑤支援事業認定申請書類						
支援事業認定申請書	2部	P.31	—	○		
見積書	1部	P.32	—	○	注意事項は3.2.7)参照	
本人確認書類	1部	—	—	△	注意事項は2.2.(3)参照	
⑥道路掘削申請書類					道路掘削を伴う場合に提出、注意事項は3.2.8)参照	
道路占用許可申請依頼書	1部	P.33	△	△	公道掘削の場合のみ提出	
公共下水道工事に関する承諾報告書	1部	P.34	△	△	私道掘削の場合のみ提出 注意事項は3.2.9)参照	
位置図	1部	P.21	△	△	公道掘削の場合のみ提出	
平面図・横断面図	1部	P.26	△	△	公道掘削の場合のみ提出	
引込工事調査結果報告書	1部	P.35	△	△		
引込工事計画平面図	1部	P.36	△	△		
工事箇所現況写真(遠景・近景)	1部	任意	△	△	公道掘削の場合のみ提出	
作業方法形態図(交通規制図)	1部	任意	△	△		
⑦変更申請書類					変更がある場合のみ提出	完成時
取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認申請書（変更）	1部	P.37	△	△		
取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認申請書(副)（変更）	1部	P.38	△	△	電子申請時は不要	
支援事業認定変更申請書	2部	P.39	—	△		
変更見積書	1部	P.40	—	△	金額の変更がある場合のみ提出	
添付書類	※3	—	△	△	当初申請から変更のある書類のみ提出	
⑧取付管・接続ます（新築・改築）提出書類チェックリスト(変更申請書類用)	1部	P.41	△	△	変更がある場合のみ提出	
⑨完成検査書類					注意事項は3.2.10)参照	
取付管・接続ます(新設・改築)工事完成検査願	1部	P.42	○	○		
取付管・接続ます(新設・改築)工事完成検査願(副)	1部	P.43	○	○	電子申請時は不要	
(新設・改築)工事施工承認通知書（写）	1部	—	○	○		
位置図	1部	P.21	○	○		
取付管・接続ますの資産表（無償寄付）	1部	P.44	○	—		
工事内訳書	1部	P.45	—	○	注意事項は3.2.11)参照	
台帳修正用図面	1部	—	○	○	台帳図上に記載、注意事項は3.2.12)参照	
施工通知回答書(写)	1部	—	○	○		
立会・協議確認書(写)	1部	—	○	○		
工事写真(管工事)	1部	任意	○	○	※4	
工事写真(土工・舗装工事)	1部	任意	○	○	※4	
⑩取付管・接続ます(新設・改築)工事提出書類チェックリスト(完成検査書類用)	1部	P.46	○	○		請求時
⑪道路掘削跡復旧工事検査書類					公道掘削の場合のみ提出	
道路掘削跡復旧工事検査願作成様式兼舗装面積計算書	1部	P.47	△	△	注意事項は3.2.13)参照	
位置図	1部	P.21	△	△		
道路掘削許可証(副)	1部	—	△	△		
工事写真(管工事)	1部	任意	△	△	※4	
工事写真(土工・舗装工事)	1部	任意	△	△	※4	
⑫給付金請求書類					注意事項は3.2.14)参照	
給付金請求書	1部	P.48	—	○		
取付管・接続ます改築工事完成検査合格通知書(写)	1部	—	—	○		
給付金交付決定通知書(写)	1部	—	—	○		
⑬取付管・接続ます改築工事提出書類チェックリスト（給付金請求書用）	1部	P.49	—	○	改築工事の場合のみ提出	
⑭承認申請取下げ書類					取下げのある場合のみ提出、注意事項は3.2.15)参照	
取付管・接続ます承認工事 申請取下げ届	1部	P.50	△	△		
取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認通知書	1部	—	△	△	交付済の原本を提出する	
⑮取付管・接続ます（新設・改築）提出書類チェックリスト（承認取下げ書類用）	1部	P.51	△	△	取下げのある場合のみ提出	
⑯取付管・接続ます（新設・改築）工事に係る書類 郵送提出書類一覧表	1部	P.52	△	△	郵送受付の場合に提出	その他

※1 ○：必ず提出する書類 △：場合によって提出する書類（備考欄参照） —：提出不要な書類

※2 指定工事店が支援事業認定申請を行う際は必ず添付する

※3 変更申請書類に添付する書類の必要部数は「②施工承認申請書類」に準ずる

※4 写真帳作成の際は「管工事」と「土工・舗装工事（掘削・埋戻し・舗装復旧・舗装本復旧）」の写真が同ページ内に混在しないようにする

3. 2 提出書類の注意事項

提出書類ごとの注意事項について以下に示す。

1) 調査報告書類

申請者で現地調査・写真撮影を行い、調査報告書類を提出する。現地調査時には、現地と下水道台帳上の取付管・接続ますを照合し確認する（台帳図は住宅地図と管路情報がずれている場合があるので注意。下水道台帳はあくまで参考図として扱い、現場状況から改善方法等を判断する）。また、取付管・接続ます 1 箇所につき 1 部の調査報告書類を提出する。

調査報告書類の回答書の有効期限は、回答日から 1 年間とする。

既設管がある場合、改善（給付対象）とならないケースであっても、本市にて状況の確認が必要となるため、調査報告書類を添付すること。

台帳上、対象敷地に複数の取付管表記がある箇所は現地を調べ、台帳上に情報（入替え、撤去、現地なし）を記入すること。



3) 現地写真

本管より下流に向かって ①遠景・②近景・③対面・④ます周り・⑤ます深・⑥ます位置
(現地台帳距離)・⑦取付管口(取付管材質がわかるように) の写真を提出する(家屋の
位置関係、舗装・道路状況、取付管・接続ますの設置状況の把握を目的とする)。※右のサ
ンプル参照

ます蓋を開け、取付管・接続ますの材質がはっきりとわかる写真を添付すること(確認・
撮影が困難な場合は本市に相談)。



4) 取付管・接続ます工事施工承認申請書

申請書の標準処理期間は、土日祝を除く 15 日間と定めている。そのため、申請日から工事期間の着手日まで 21 日以上開けること。ただし、ゴールデンウィークや年末年始など長期休暇を挟む場合は、さらに 7 日間程度開けた日付の記入をお願いしたい。

また、申請手続きは不備がない状態で受け付けてからの日数となる。申請書類に不備があり、修正を行った場合、修正箇所と合わせて日付を修正すること。

5) 污水管布設平面図、使用材料図面（承認図）（写）（開発行為対象のみ）

計画課へ提出している資料を添付するが、最新のものを添付しているか確認すること（計画課の押印の日付を確認）。計画課へ提出している図面に変更が生じた場合は、管路課にも変更申請を行うこと。

また、污水管布設平面図と施工承認申請書類に添付する平面図・断面図の施工箇所が一致しているか確認すること（道路の無許可掘削を防ぐため）。

6) 平面図・横断図

現地の状況に合った図面となるよう注意すること。

■植栽帯を横断する掘削となる場合

下越し施工は不可なので、植栽帯も掘削するような図面とする。（掘削申請後、業者から建設事務所の公園緑地課に植栽帯掘削の協議を行う必要あり）。

■雨水幹線を横断(下越し)するような掘削となる場合

施工可否の検討を十分に行い、図面に反映させる。

■隣接地で近接して 2 本の取付管を布設する場合

中心間距離で 1.0m 以上の離隔が必要である。図面に何 m の離隔をとって布設するのかを明示する。

■支障となる既設の構造物等がある場合、図面に記入する。

■敷地の制約等により 3 方向ますを使用する場合

図面に明示し、使用材料のカタログ図面も添付する。原則はストレートますである。

■図面作成のルール

- ・掘削幅は 1.0m を標準とする。
- ・舗装復旧内にマンホールが含まれる場合、復旧面積から 0.3m² を控除する。
- ・複数個所を一つの断面で掘削する場合、それに見合う図面を作成する。
- ・道路センター側の掘削延長は、本管中心から 30cm を標準とする。
- ・本管深さは管底深、人孔深を表記し、番線巻きのための掘削は掘削深さに計上しない。
- ・下流人孔の上下流管底高に落差がある場合、本管深さの値に注意する。

■申請図面と大きく異なる施工を行わざるを得ない場合、当課担当者と事前協議を行うこと。（浅埋設となってしまう場合など、道路管理者からの指導対象案件に注意）

7) 見積書

申請者の交付希望金額（施工に係る費用）を記載し提出する。ただし、本市による給付金交付額査定の結果、交付額が見積書の金額を下回ることもある。また、交付額の上限は100万円としている。

開発行為に伴う引込管工事において、舗装本復旧を開発業者が行うなど、舗装復旧に支払いが伴わない場合、見積書の備考欄にその旨を記載し、舗装仮復旧工事までの費用を見積額とすること。

同一敷地内に複数個所の改築を行う際に複数個所分の申請を1つの申請書にまとめて提出する場合は、合算した見積書での提出を認める。その場合、別途内訳書を提出すること。別紙内訳書に指定の様式はないが、以下の様式例を参考に作成すること。

※内訳書様式例

別紙内訳書				
行政区		調査番号	調査番号	
件名	数量	金額	金額	計
ます・取付管 改築工事費	一式			
舗装復旧費	一式			
計				
消費税				
合計				

8) 道路掘削申請書類

道路掘削申請書類の一覧には、一般的な公道・私道の提出書類を記載しているが、道路管理者（国・県・港湾等）によって申請方法・申請書類が異なる場合がある。申請地によって適切な書類を提出すること。まずは、神戸市認定路線網図で神戸市の道路管理者が管理する一般的な路線であるかを確認すること。神戸市認定路線網図に記載がない場合、個人が所有する私道または、国・港湾局・県などが所有する道である。開発行為に伴う施工承認申請で、開発業者が舗装本復旧を行うことが明らかである場合、道路掘削申請書類に開発業者にて復旧する旨を記載すること。他社復旧が遅れているケースについても、変更申請で工期の延長を行うこと。

■国道（あくまでも参考とし、詳細は国道管理者に問い合わせ）

①提出書類

（掘削申請時）

市道の提出書類に加え、以下の資料が追加で必要

- ・平面図、断面図に追記
1.5m 以上の掘削深では土留め利用と図に記入する。
撤去 HP 管Φ150(外径 202mm)、新設塩ビ管Φ150(外径 165mm)
などと、管の外径も図に記入する。
- ・保安標識及び看板例
- ・舗装復旧構成（国道管理者に確認する）
- ・工事工程表
- ・緊急時連絡体制
- ・各地下埋業者への施工通知回答書
- ・掘削作業に関する指示事項報告書

（着手届）

- ・道路使用許可証（施工日連絡のタイミングで業者から市に提出）
市職員が掘削申請システムで国道に対して着手届の提出を行うので、施工日の連絡に合わせて、道路使用許可証も添付送付する。施工日までに余裕をもって提出する。

（完成届）

- ・工事写真（管工事・舗装）
（国道では、舗装面積計算書等は不要で写真のみの提出）

■県河川（あくまでも参考とし、詳細は国道管理者に問い合わせ）

河川区域で引込管工事を行う場合、業者が申請書類を作成（神戸市の連絡先などは空欄）し、神戸市で神戸市の連絡先等を記入、内部決裁を行った後、業者に返却する。

その後、業者にて神戸土木事務所と調整し、書類の提出を行う。

河川保全区域で引込管工事を行う場合、業者名で申請を行う。

敷地が複数の道に面している場合、原則、河川区域外の道に引込を行う。

出水期（6月～10月頃）の施工は県から認められない可能性が高い。

（申請時）

- ・許可申請書（神戸土木の申請書 裏表印刷）
河川区域は 24・26 条、河川保全区域は 55 条とする。
行為面積は復旧面積とする。他社復旧の場合は、実掘面積を記入。
- ・委任状
- ・損害賠償責任負担請書
- ・位置図 河川の名前を川に書き込む
- ・現況図 A3 サイズ（ます取付管の図が抜かれたもの。申請地と河川の位置関係を示す）
- ・平断面図 A3 サイズ（ます取付管の工事図面）（平面図、断面図は 1 枚ずつ分ける）
護岸から下水道本管中心までの距離を記入する。河川区域の範囲も記入。
河川区域への引込では、360° 防護コンクリートで巻く図面とする。（本管周りも）
河川区域内の面積のみ記入する。河川保全区域はグレーにし面積は記入しない。
- ・舗装構成図面
- ・求積図 A3 サイズ（平断面図から平面図のみ抜き出し、掘削面積を記入したもの）
- ・工程表（余裕をもった工期とする。他社復旧の場合、〇〇で復旧と記載）
- ・写真（遠景。申請地と河川が両方写ったもの。河川に矢印で川の流れる向きを記入）
- ・写真（通常の申請と同様の工事写真。掘削箇所を囲っておく）
- ・材料図面（支管、直管、継手など）
- ・公図、登記（対象敷地に色をつける）

（着手届）

県から許可証を取得した後、施工する前に着手届の提出が必要。

河川区域の場合、申請時と同様の流れで神戸土木事務所に提出する。

- ・着手届
- ・許可証の写し

（完成届）

工期終了までに完成届を神戸土木事務所に提出する必要がある。

河川区域の場合、申請時と同様の流れで神戸土木事務所に提出する。

- ・完成届
- ・許可証の写し
- ・施工写真（管工事、舗装）

9) 公共下水道工事に関する承諾報告書

私道を掘削する場合、申請者は私道の土地所有者から工事に関する承諾を得たうえで、本市に公共下水道工事に関する承諾報告書を提出する。私道の土地所有者からの承諾がなければ原則承認しない。特別な事情がある場合は本市に相談すること。私道施工時には境界鋳の有無を確認できる写真を撮影し、境界鋳がある場合には現況通りに復旧すること。

10) 完成検査書類

完成検査書類はA4サイズのフラットファイルに綴じて提出すること。フラットファイルには「フラットファイル表紙例」を参考に、以下の情報を記載する。ますのみ入替え工事の完成検査書類はフラットファイルに綴じず、書類をまとめて提出する。

※フラットファイル表紙例

The diagram shows a 3D perspective of a flat file cover. On the left side, there is a vertical label: **〇〇区—423001 〇〇設備(株) 〇〇建設(株)**. The main body of the cover contains the following text: **〇〇区—423001**, **〇〇興産(株)**, **中央区加納町6丁目3**, **〇〇設備(株)**, and **〇〇建設**. On the right side, five red callout boxes point to specific parts of the cover: **管理番号** (Management Number) points to the first part of the top line; **申請者** (Applicant) points to the second line; **施工場所** (Construction Site) points to the third line; **受任者** (Contractor) points to the fourth line; and **施工者** (Construction Company) points to the fifth line.

1 1) 工事内訳書

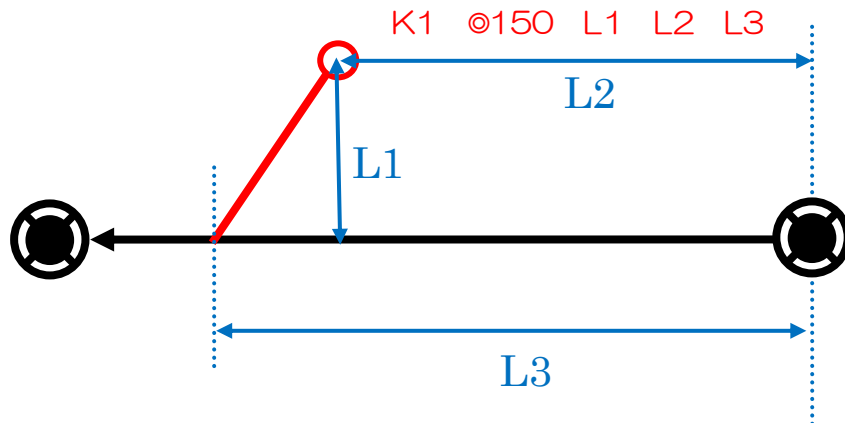
複数の調査報告書を 1 つの申請書にまとめて申請している場合、合算した工事内訳書で提出すること。給付金の支払いにあたり、インボイス登録番号（登録有の場合）、消費税率、消費税額の記載が必要となるため、最新の様式で作成すること。

1 2) 台帳修正用図面

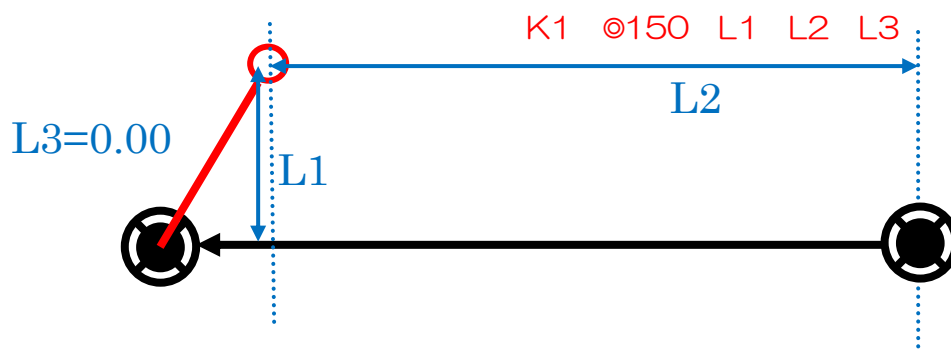
台帳に取付管接続ますの情報を以下に従って記載する（台帳に記載するのは赤色部）。

- 管の材質、管径（mm）、L1：本管からの離れ距離（m）、L2：上流人孔からますまでの距離（m）（※上流人孔よりも接続ますが上流に設置されているかどうかで正負を使い分ける）、L3：上流人孔から管口までの距離（m）（人孔取の場合は L3=0.00）を記載する（L1、L2、L3 は少数第 2 位まで）。
- ますのみ入替えて既設ますと同じ位置に設置する場合においても計測し、記載すること。

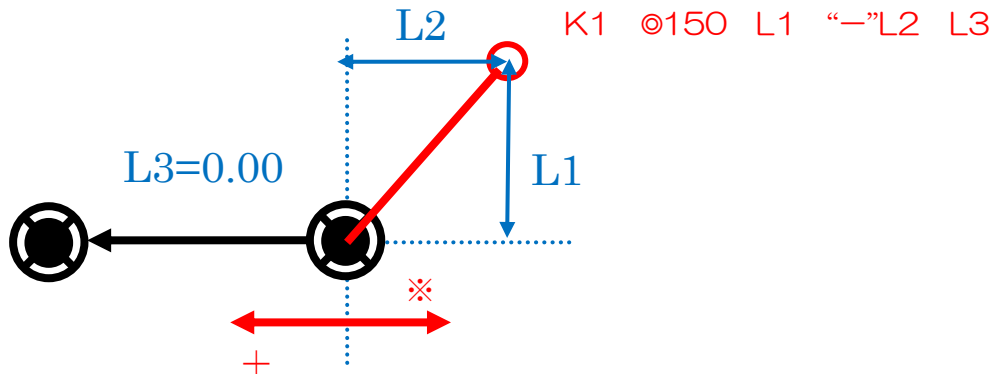
（本管取の場合）



（人孔取の場合）



(人孔取の場合 ※上流人孔が存在しない場合)



13) 道路掘削跡復旧工事検査願作成様式兼舗装面積計算書

神戸市が管理している道路を掘削した場合に提出する（私道や国道を掘削した場合は提出不要）。他社復旧の場合でも、本復旧の工程写真添付は必要となるため、他社より入手して添付すること。やむをえず入手困難な場合は本市に相談すること。道路掘削許可証の復旧方法と異なる復旧を行っている場合は本市に報告すること。

開発行為に伴う舗装検査時、開発業者が建設事務所に提出している「道路工事施工承認完成届 兼 立会・検査願書」の写し、添付図面、写真を提出すれば、工事写真を全て添付しなくてもよい。

14) 給付金請求書類

合格通知書受領後、速やかに給付金請求書（以下、請求書）を提出すること。請求書を提出する際には、取付管・接続ます改築工事完成検査合格通知（写）・給付金交付決定通知書（写）を添付すること。

なお、令和 5 年度以降に当初申請を行った案件は、合格通知書交付後に申請者への給付金の支払い手続きを進める。そのため、給付金請求書類の提出は不要である。

提出から支払いまでの期間は概ね1か月程度である。

消費税が同じ税率であれば、1つの請求書に複数の申請書分を合算して提出できる。

ただし、合算して提出する場合は内訳書を添付すること。

内訳書の様式は問わないが、以下の様式例を参考に作成すること。

※内訳書様式例

管理番号	施工場所	検査合格通知日	検査合格番号	金額
中央区-4〇〇〇〇〇	中央区〇〇通〇丁目〇-〇	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇	¥〇〇〇,〇〇〇
須磨区-4〇〇〇〇〇	須磨区〇〇町〇丁目〇-〇	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇	¥〇〇〇,〇〇〇
灘区-4〇〇〇〇〇	灘区〇〇町〇丁目〇-〇	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇	¥〇〇〇,〇〇〇
長田区-4〇〇〇〇〇	長田区〇〇町〇丁目〇-〇	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇	¥〇〇〇,〇〇〇
兵庫区-4〇〇〇〇〇	兵庫区〇〇町〇丁目〇-〇	令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇	¥〇〇〇,〇〇〇
			合計	¥△,△△△,△△△

※請求書は合格通知書による通知日と同年度内に提出しなければならない。

そのため、合格通知書の受取漏れ、請求書の提出漏れには十分注意すること。

※「検査合格通知日」、「検査合格番号」は 3.4（6）を参照

※令和5年度より、債権者登録番号廃止のため、口座情報は全て記入すること。

1 5）工事申請取下げ書類

承認工事の申請後、工事が中止になった場合、「取付管・接続ます改築工事施工承認申請取下げ届」を本市に提出するとともに「取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認通知書」原本を返却すること。

3. 3 提出書類の記載方法

各提出書類の記載見本及び記載時の留意点を次頁以降に示す。

頁数については「3. 1 提出書類一覧」を参照のこと。

※見本は指定工事店が土地や排水設備の所有者・使用者から委任を受けて工事を行う場合を示す。

公共下水道(取付管・接続ます)の調査報告書

記入不要

令和 ○年 ○月 ○日

区

号

調査業者 (法人にあっては名称及び代表者氏名、指定工事店の場合は指定番号も記入すること)

(株)南神戸建設
代表取締役 田尾 二郎

指定番号

電話番号

078-0000-0000

FAX番号

078-***-***

調査担当者

長尾 町子

携帯番号

090-***-***

現地調査を行った担当者等を記入

建築予定場所 (住居表示で記入・無いときは、宅地の地番)

神戸市中央区加納町6丁目5-1

占用

☒神戸市道 ☐私道 ☐一般国道
☐港湾道路 ☐区画整理 ☐河川敷
☐宅内 その他()

同時引き込み予定: 水道・

調査前に準備する物: A3 1/500種

敷地内に複数の取付管がある項目に☑を

同じ場所で複数の報告書を提出する場合は①、②もしくは東側、西側などとして提出

建築予定時期: 令和 ○年 ○月

市HPより出図

報告書を提出してください。

1. 台帳図表記情報

本管 管径: 250 mm ☒ HP ☐ K1 ☐ (K) HP ☐ その他
取付管 管径: 150 mm ☒ HP

取付管の材質を必ず現地で確認すること

2. 現地調査情報

取付管 管径: 150 mm ☒ HP ☐ K1 ☐ (K) HP ☐ 無

接続ます ☒ Φ350 コンクリートます・市章入蓋 ☐ 小口径塩ビます

☐ コンクリートます・蓋なし ☐ コンクリートますなし

使用状況 ☒ 別からの排水設備の流入なし ☐ 別からの排水設備流入の疑いあり(通称: 共排)

3. 使用予定の有無

☒ 使用する ☐ 使用しない(撤去)

神戸市記入欄

使用中の管を誤って撤去する事例が発生しているので十分に確認すること

※提出方法や添付資料については「直接申請・無人・郵送受付、提出書類チェックリスト(改築工事)用」をご確認下さい。

位置図

縮尺 1/1000~1/1500

施工場所付近を中心にする

今回の建築工事の対象宅地範囲を位置図上に明示する。

住宅地図

現地写真

①遠景



②近景



③対面



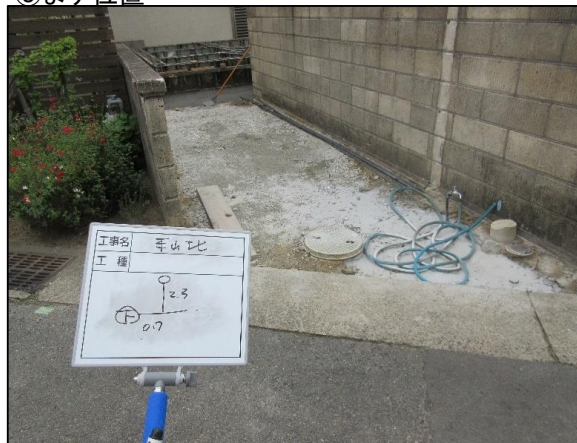
④ます周り



⑤ます深 (0.0m)



⑥ます位置



⑦取付管口



⑧その他()※必要に応じて写真添付

取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日

神戸市長 へ

該当しないものは'見え消し線'で消す
(見本では改築工事の場合を示す)

下記のとおり下水道法第16条の規定により、取付管・接続ます(新設・改築)工事を行う。なお、工事完成後、無償にて市に帰属する。

郵便番号を記載してください。

同一場所で改築の申請を行う場合は①、
②もしくは東側、西側など分けて記入

申請者	住所	新設		撤去	接続ます設置
	神戸市中央区磯辺通〇丁目〇-〇	箇所	箇所	神戸市中央区加納町6丁目5-1	
	氏名	入替	ますの	既設位置での入替の場合は、“新設”や“撤去”ではなく“入替”に箇所数を記入	
	神戸 一郎	1	箇所		
受任者	指定番号	受任者名	(株)南神戸建設		責任技術者名
	〇〇〇	電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇		携帯電話番号
工事の施工者	管工事	指定番号	施工業者名	(株)南神戸建設	
	〇〇〇	電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇		現場責任者名
	舗装復旧工事	施工業者名	(有)板宿舗装		現場責任者名
	電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇		携帯電話番号	
工事期間(予定)	令和 3 年 4 月 21 日 から	占			
	令和 3 年 7 月 31 日 まで	占			
他工事	☒ 水道給水管引込工事 ☒ ガス管引込工事 ☐ 道路法第				
	☐ 共同排水分離 ☐ その他(				
添付書類	☒ 委任状 ☒ 位置図 ☒ 平面図・横断図 ☒ 写真 ☒ 下水道台帳図(本管・取付管説明図 各1枚)				
	☒ 道路占用許可申請関係書類【公道部】 ☐ 公共下水道工事に関する承諾報告書【私道部】				
	☒ 建設業法による許可通知書(土木工事業又は管工事業)				

※本申請書は、工事着手の21日前まで
※記入漏れや添付資料が不足している場合は、書類を文書として提出してください。

記入不要

管理番号 区 一 号

上記のとおり申請があり、書類審査の結果、適格と認め、別紙の条件を付して承認し、施工承認通知書により通知してよろしいか。(伺)

神建下管第 号
令和 年 月 日

課長	担当課長	担当係長	担当	担当

取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認申請書(副)

令和 3 年 4 月 1 日

神戸市長 あ

該当しないものは'見え消し線'で消す
(見本では改築工事の場合を示す)下記のとおり下水道法第16条の規定により、取付管・接続ます(新設・改築)工事
なお、工事完成後、下水道施設として無償にて市に帰属する。

郵便番号を記載してください。

同一場所で改築の申請を行う場合は①、②もしくは東側、西側など
分けて記入

申請者	住所	新設		撤去		接続ます設置	
	神戸市中央区磯辺通〇丁目〇-〇		箇所		箇所	神戸市中央区加納町6丁目5-1	
	氏名	法人の場合は名称及び代表者の氏名		入替	ますの	既設位置での入替の場合は、“新設”や“撤去”ではなく“入替”に箇所数を記入	
	神戸 一郎		1	箇所			
受任者	指定番号	受任者名	(株)南神戸建設		責任技術者名	田尾 二郎	
	〇〇〇	電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇		携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
工事の施工者	管工事	指定番号	施工業者名	(株)南神戸建設		現場責任者名	田尾 二郎
		〇〇〇	電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇		携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	舗装復旧工事		施工業者名	(有)板宿舗装		現場責任者名	新長田 史郎
			電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇		携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
工事期間(予定)	令和 3 年 4 月 21 日 から				占	☒ 神戸市道 ☐ 私道 ☐ 一般国道 ☐ 港湾道路 ☐ 区画整理 ☐ 河川敷 ☐ その他()	
	令和 3 年 7 月 31 日 まで				用		
他工事	☒ 水道給水管引込工事 ☒ ガス管引込工事 ☐ 道路法第2						
	☐ 共同排水分						
添付書類	☒ 委任状 ☒ 位置図 ☒ 平面図・横断面図 ☒ 写真 ☒ 下水道台帳図(本管・取付管説明図 各1枚)						
	☒ 道路占用許可申請関係書類【公道部】 ☐ 公共下水道工事に関する承諾報告書【私道部】						

チェックは入れるが(副)には添付不要

工事期間の開始日は原則提出日より21日後とする
ただし、年末年始、ゴールデンウィーク時は別途相談すること

宅内のみの場合は提出不要

記入不要

管理番号		区	一	号
------	--	---	---	---

委任状

令和 3 年 4 月 1 日

神戸市長 あて

私は、下記の受任者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

委任内容

- ☐ 公共下水道 新設・移設・撤去およびマンホール蓋高調整工事に関する一切の権限
- ☐ 取付管・接続ます承認工事及び給付金の申請手続きに関する一切の権限
- ☒ 取付管・接続ます承認工事の申請手続きに関する一切の権限

工事場所

新設・改築を問わずこちらにチェック

番地以降の抜けが多い

神戸市 中央区 加納町一丁目 6 丁目 5 番 1 号

委任者住所
(申請者)

神戸市中央区磯辺通〇丁目〇-〇

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

神戸 一郎

申請書と一致させる

受任者住所

神戸市兵庫区御崎町〇丁目〇-〇

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(株) 南神戸建設 田尾 二郎

支援事業認定申請書と情報を一致させる

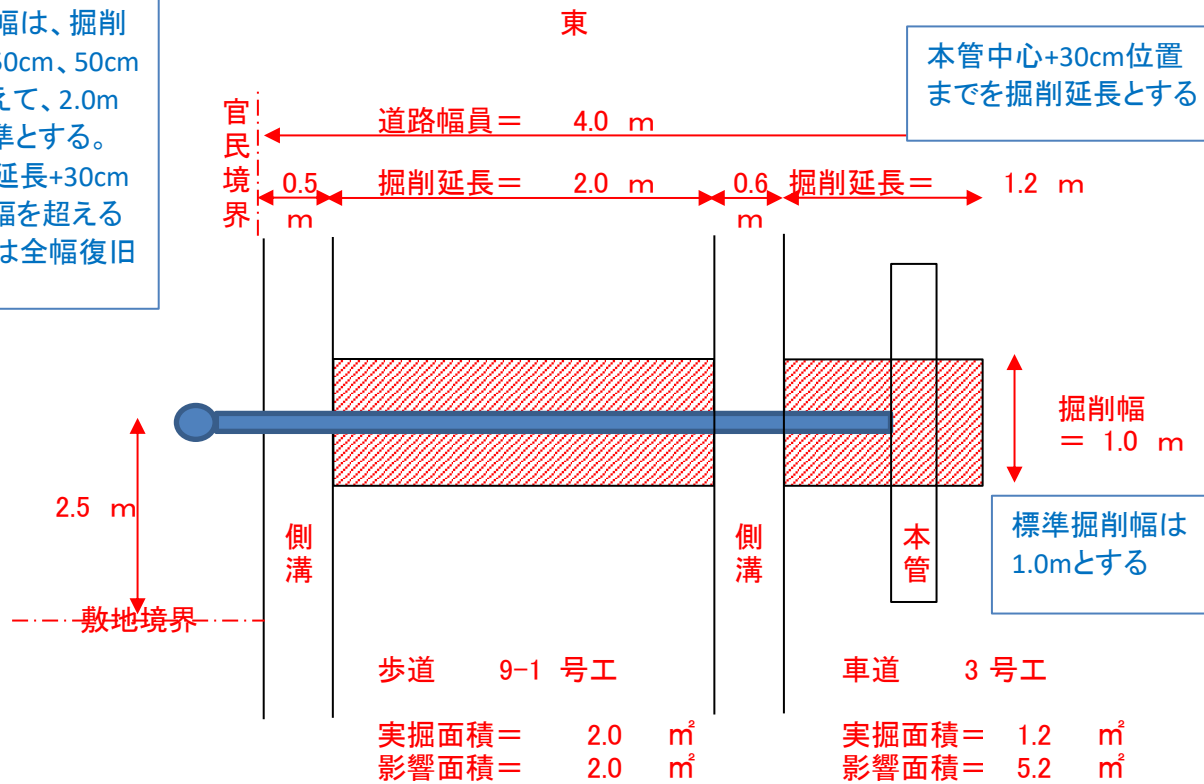
会社名+代表者名

役職は指定工事店登録時に記入された内容で記載する。代表取締役、取締役

平面図

平面図・横断図を作図のうえ、本見本に記載している情報を漏れなく明記

復旧幅は、掘削幅に50cm、50cmを加えて、2.0mを標準とする。掘削延長+30cmで半幅を超える場合は全幅復旧

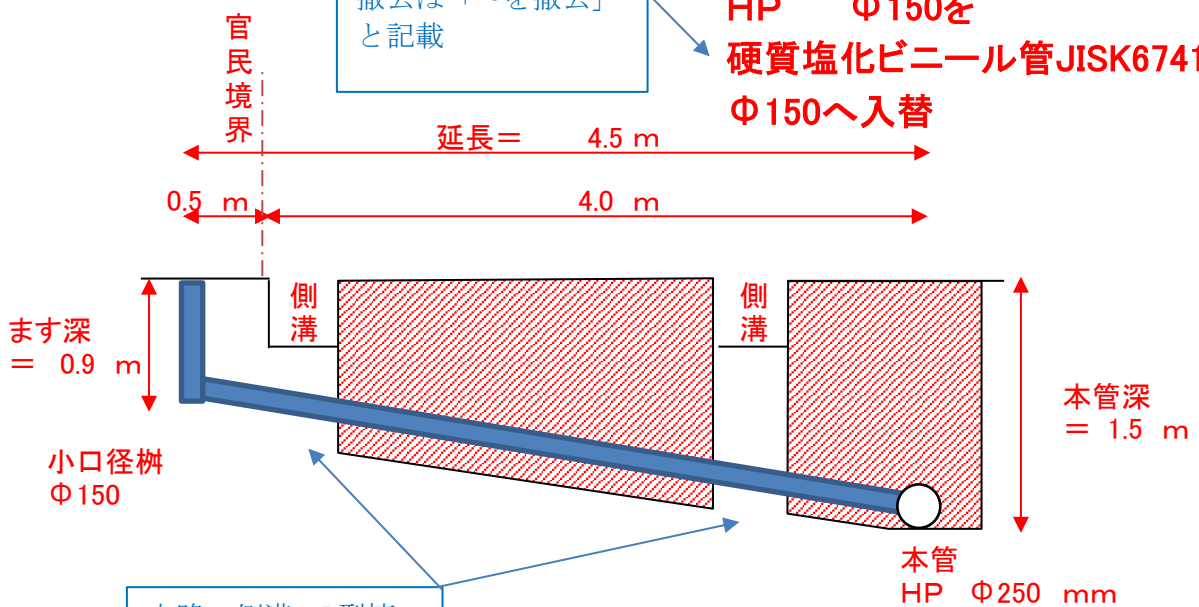


横断図

舗装構造ごとに実掘面積と影響面積を記載してください。

見本は入替の場合。新設は「～を新設」撤去は「～を撤去」と記載

HP Φ150を
硬質塩化ビニール管JISK6741
Φ150へ入替



水路・側溝・L型擁壁の下は掘削延長に含まない

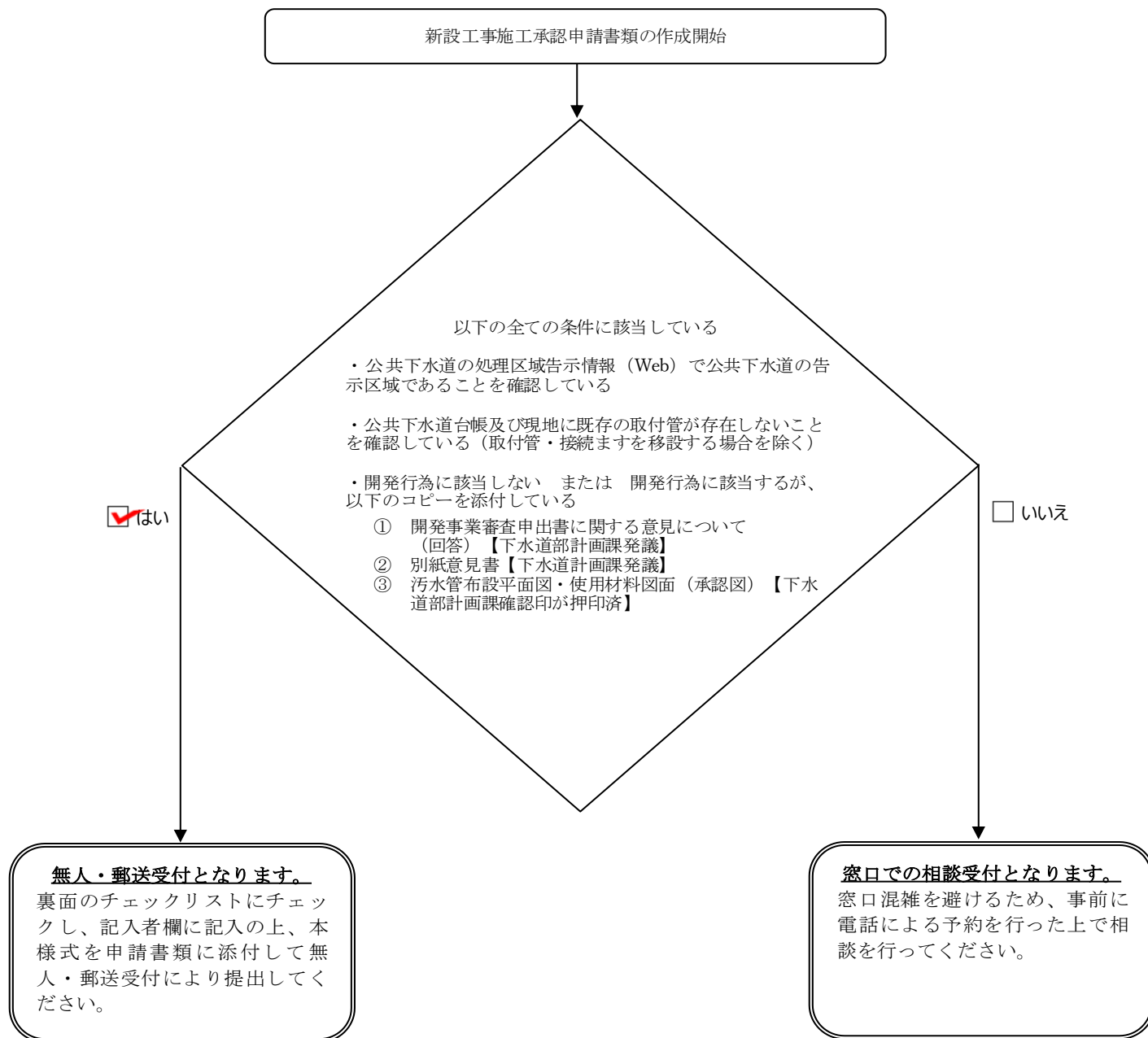
施工箇所に支障となる埋設物は必ず記載してください。植栽の下を掘削する場合、図面に反映してください。

取付管・接続ます新設工事
無人・郵送受付、提出書類チェックリスト
施工承認申請書（新設工事）用

新設工事用

新設工事の施工承認申請書類について、下記フローのチェック欄に「☒」チェックをし、記入者欄に記入の上、申請書類等に添付して提出してください。

記入漏れや不備があった場合は、当方から連絡いたしますので、修正・再提出を行っていただく必要があります。



* 無人受付の場合、窓口の投函箱に投函してください。

* 郵送受付の場合、郵送提出書類一覧表を同封し郵送してください。

取付管・接続ます新設工事
無人・郵送受付、提出書類チェックリスト
施工承認申請書（新設工事）用

提出前に申請書類等の不備がないか、申請者チェック欄に「☒」チェックをしてください。

申請者 チェック欄	提出書類 ・ 特に必要な作業	必要 部数	備考
—	■ 施工承認申請書類（必ず必要）	—	
☒	取付管・接続ます(新設・改築)工事承認申請書 新設・撤去の数を正しく記入していますか？ 工事期間を記入していますか？（申請後21日後の着手が目安）	2	正副 各1部ずつ
☒	委任状	1	
☒	位置図 住宅地図に準拠したもので、工事箇所を図示していますか？	2	
☒	平面図・横断図	2	
☒	公共下水道台帳図(本管・ます共) 本管・取付管の属性を表示したものを添付していますか？	2	
☒	工事箇所現況写真(遠景・近景)	2	
☒	建設業法による許可通知書(土木工事業又は管工事業)	1	
☐	開発事業審査申出書に関する意見について(回答)	1	開発行為の場 合のみ必要
☐	別紙意見書	1	
☐	污水管布設平面図・使用材料図面(承認図)	1	
—	■ 道路掘削申請書類（市道・国道・私道で掘削する場合は必ず必要）	—	
☒	道路占用許可申請依頼書	1	公道のみ提出
☒	位置図	1	公道のみ提出
☒	平面図・横断図	1	公道のみ提出
☒	引込工事計画平面図	1	
☒	引込工事調整結果報告書	1	
☒	工事箇所現況写真(遠景・近景)	1	公道のみ提出
☒	作業方法形態図(交通規制図)	1	
☒	公共下水道工事に関する承諾報告書	1	私道のみ提出
—	■ 調査報告書類（取付管・接続ます1箇所につき1部必要）	—	
☐	公共下水道(取付管・接続ます)の調査報告書 取付管の管種・管径などの必要項目は漏れなく記入していますか？	1	既設管あり の場合
☐	位置図 住宅地図に準拠したもので、工事箇所を図示していますか？	1	既設管あり の場合
☐	公共下水道台帳図(本管・ます共) 本管・取付管の属性を表示したものを添付していますか？	1	既設管あり の場合
☐	建築計画平面図または建築予定敷地平面図	1	既設管あり
☐	現地写真 本管より下流に向かって、①遠方・②近景・③対面・④ます周り ⑤ます深・⑥ます位置(現地台帳距離)・⑦取付管口 最低7枚ありますか？	1	既設管あり の場合

☒ 各種申請書類への記入漏れはありませんか？（日付、工期等）
 以上のとおり相違ありません。

記入者欄

会社名

(株)南神戸建設

担当者名

西神 南

連絡先

TEL: 078-0000-0000

FAX: 078-***-***

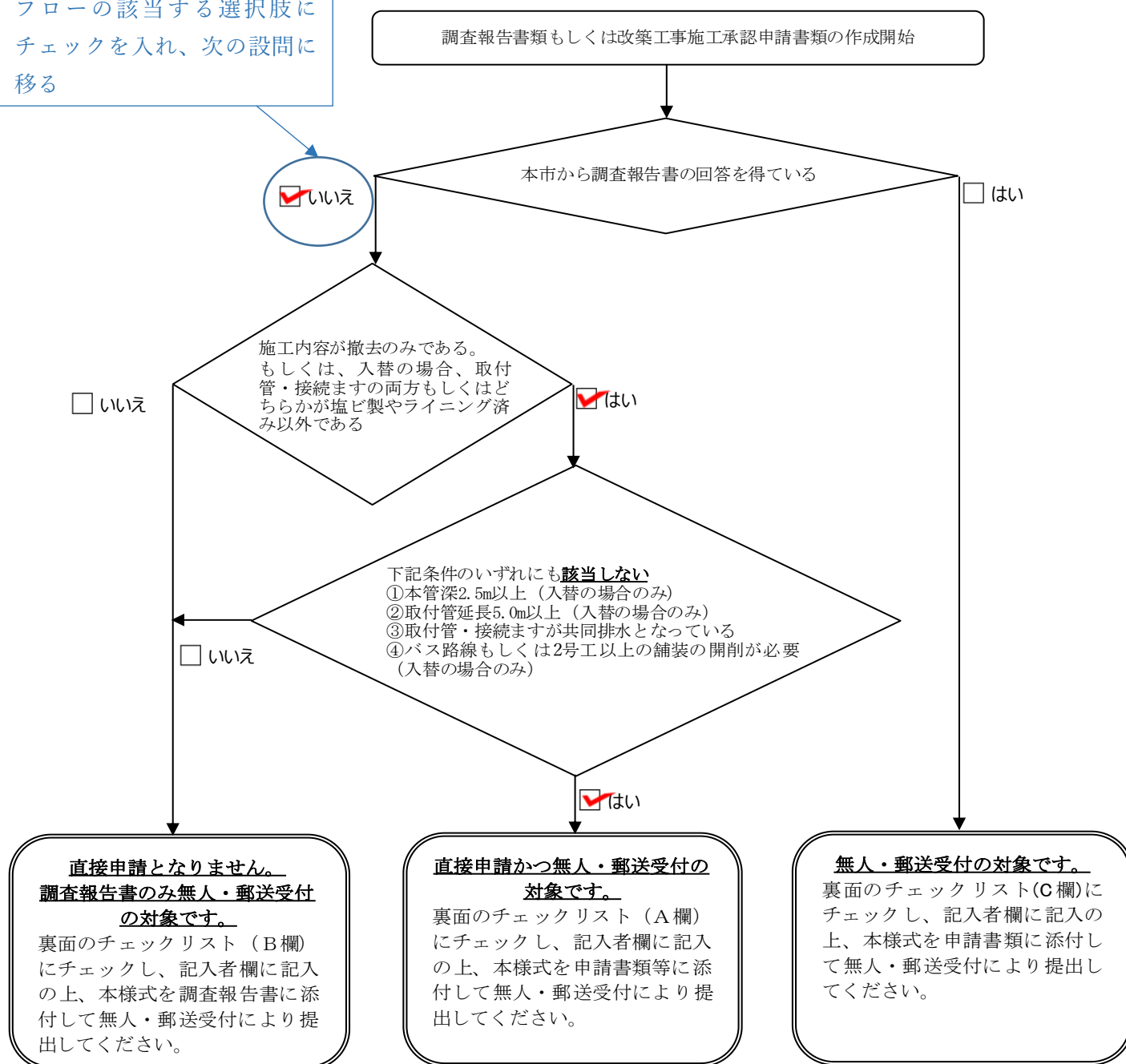
取付管・接続ます改築工事
直接申請・無人・郵送受付、提出書類チェックリスト
調査報告書・施工承認申請書（改築工事）用

改築工事前用

改築工事の施工承認申請書類について、下記フローのチェック欄に「☒」チェックをし、記入者欄に記入の上、申請書類等に添付して提出してください。

記入漏れや不備があった場合は、当方から連絡いたしますので、修正・再提出を行っていただく必要があります。

フローの該当する選択肢に
 チェックを入れ、次の設問に
 移る



*現場条件等で開削工法による施工が困難と判断される場合は窓口にて職員にご相談ください。（窓口混雑を避けるため、来庁前予約をお願いします）

*無人受付の場合、窓口の投函箱に投函してください。

*郵送受付の場合、郵送提出書類一覧表を同封し郵送してください。

見本では、直接申請かつ無人・郵送受付の対象になる場合を示す

表面でA・B・Cのいずれに該当するかを確認し、添付漏れがないか確認して
チェック・マークする
見本では公道を掘削する場合を示す

提出前に

申請者チェック欄			提出書類 ・ 特に必要な作業	必要 部数	備考
A	B	C			
—	—	—	■調査報告書類（取付管・接続ます1箇所につき1部必要）	—	
☒	☐	—	公共下水道（取付管・接続ます）の調査報告書 取付管の管種・管径などの必要項目は漏れなく記入していますか？	1	
☒	☐	—	位置図 住宅地図に準拠したもので、工事箇所を図示していますか？	1	
☒	☐	—	公共下水道台帳図（本管・ます共） 本管・取付管の属性を表示したものを添付していますか？	1	
☒	☐	—	建築計画平面図または建築予定敷地平面図	1	
☒	☐	—	現地写真 本管より下流に向かって、①遠方・②近景・③対面・④ます周り ⑤ます深・⑥ます位置（現地台帳距離）・⑦取付管口 最低7枚ありますか？	1	
—	—	—	■施工承認申請書類（必ず必要）	—	
☒	—	☐	取付管・接続ます（新設・改築）工事承認申請書 入替・撤去・ますの数を正しく記入していますか？ 工事期間を記入していますか？（申請後21日後の着手が目安）	2	正副 各1部ずつ
☒	—	☐	委任状	2	
☒	—	☐	位置図 住宅地図に準拠したもので、工事箇所を図示していますか？	2	
☒	—	☐	平面図・横断図	2	
☒	—	☐	公共下水道台帳図（本管・ます共） 本管・取付管の属性を表示したものを添付していますか？	2	
☒	—	☐	工事箇所現況写真（遠景・近景）	2	
☒	—	☐	建設業法による許可通知書（土木工事業又は管工事業）	1	
☒	—	☐	開発事業審査申出書に関する意見について（回答）	1	開発行為の場 合のみ必要
☒	—	☐	別紙意見書	1	
☒	—	☐	污水管布設平面図・使用材料図面（承認図）	1	
—	—	—	■支援事業認定申請書類（必ず必要）	—	
☒	—	☐	支援事業認定申請書	2	
☒	—	☐	見積書	1	
☒	—	☐	本人確認書類（指定工事店証のコピー等）	1	
—	—	—	■道路掘削申請書類（市道・国道・私道で掘削する場合は必ず必要）	—	
☒	—	☐	道路占用許可申請依頼書	1	公道のみ提出
☒	—	☐	位置図	1	公道のみ提出
☒	—	☐	平面図・横断図	1	公道のみ提出
☒	—	☐	引込工事計画平面図	1	
☒	—	☐	引込工事調整結果報告書	1	
☒	—	☐	工事箇所現況写真（遠景・近景）	1	公道のみ提出
☒	—	☐	作業方法形態図（交通規制図）	1	
☒	—	☐	公共下水道工事に関する承諾報告書	1	私道のみ提出

☒ 各種申請書類への記入漏れはありませんか？（日付、工期等）

以上のとおり相違ありません。

記入者欄

会社名

(株)南神戸建設

担当者名

青葉 譲

連絡先

TEL: 078-0000-0000

FAX: 078-****-****

令和5年4月1日より
本様式を使用すること

(様式 1)

支援事業認定申請書

令和 5 年 4 月 1 日

申請書と日付が一致させる

神戸市長 あて

委任状と一致させる

申請者 住所 神戸市兵庫区御崎町〇丁目〇—〇

氏名 (株)南神戸建設 代表取締役 田尾 二郎

電話 078-〇〇〇〇-〇〇〇〇

公共下水道（取付管・接続ます）改善への支援事業実施要綱第3条第1項に基づき事業の認定を申請します。

受任者が給付金の受け取りを
委任する際のみ記載

【給付金入金口座情報】

給付金の受領を委任する場合は、次の欄に記載してください。

受任者	委任者
住所	住所
氏名	氏名

給付金は、下記の預金口座に口座振込の方式により決済してください。
ただし、下記の事 銀行銀行 金庫金庫 支店支店となっていないか

振込先金融機関			預金種目	1 普通 当座 3 その他 ()	口座番号	△	△	△	△	△	△	△
大倉山 銀行 — 金庫	県庁前	支店	口座名義	フリガナ カブシキガイシャ ミナミコウベケンセツ								
金融機関コード	□	□		株式会社 南神戸建設								
支店コード	○	○										

口座情報の漏れはないか
ゆうちょは漢数字で〇〇〇支店と記入

は受領したものと認
当方において一切の責任を負い、貴市にはご迷惑をかけるまいとします。

フリガナが途中で切れないよう注意

3 上記の請求代金に対し、振込手数料を必要とする場合は、当方が受領する金額から差引きされても異議ありません。

種目を選択しているか

区	
---	--

神戸市入力欄

見 積 書

令和 3年 4月 1日

神戸市長 あて

支援事業認定申請書の申請者の住所と氏名を記入

住所 神戸市兵庫区御崎町〇丁目〇-〇
氏名 (株)南神戸建設 代表取締役 田尾 二郎

つぎのとおり見積りいたします。

見積金額	☆☆☆,☆☆☆ 円
------	-----------

調査番号を記入
※3.4 (4) を参照

直接申請を行う場合は記入不要

神戸市中央区加納町6丁目5-1

調査番号	中央	区	3〇〇〇〇〇
申請者	住所	神戸市中央区磯辺通〇丁目〇-〇	
	氏名	神戸 一郎	

取付管・接続ます工事施工承認申請書上の申請者の住所、氏名を記入

件 名	数量	金 額	備考
ます・取付管改築工事費	1式	〇〇〇,〇〇〇	
舗装復旧費	1式	△△△,△△△	
計		□□□,□□□	
消費税		*,*,***	
合 計		☆☆☆,☆☆☆	

道路占用許可申請依頼書

令和〇年〇月〇日

神戸市長 あて

申請者又は受任者 住所 神戸市兵庫区御崎町〇-〇-〇
(株)南神戸建設
氏名 代表取締役 田尾 二郎

この度、下記工事場所において、家屋の新築・改築に伴い、取付管・接続ます工事施工承認申請を行なっております。

つきましては、必要書類を準備しましたので、神戸市公共下水道管理者より道路管理者への道路占用許可申請を依頼いたします。

また、許可後は道路占用許可条件を遵守する事を確約いたします。

記

1. 工事場所

中央区加納町6丁目5-1

2. 管工事施工者

住所 神戸市兵庫区御崎町〇丁目-〇-〇
名称 (株)南神戸建設
TEL 078-〇〇〇-〇〇〇〇

3. 舗装復旧工事施工者 (他工事で復旧する場合はその業者を記入すること)

住所 神戸市須磨区大黒町〇丁目〇-〇
名称 (有)板宿舗装
TEL 078-〇〇〇-〇〇〇〇

4. 許可証送付用FAX番号、Eメールアドレス

FAX: 078-〇〇〇-〇〇〇〇
Eメールアドレス: 〇〇〇@co.com

5. 所管建設事務所

〇〇建設事務所

6. 所管警察署

〇〇警察署

公共下水道工事に関する承諾報告書

私道の場合、本紙を使用

令和 3 年 4 月 1 日

神戸市長あて

土地所有者から承諾を受けたことを確認した者の名前を記入

報告者

神戸 一郎

施工場所の土地所有者より以下のとおり承諾を得ましたので報告します。

1. 承諾者(土地所有者)

住 所	氏 名	承諾日
神戸市中央区雲井通〇丁目〇ー〇	上沢 太郎	令和3年 3月 25日

2. 承諾内容

- ・所有地において公共下水道（取付管・接続ます）工事を実施
- ・工事中の土地使用料は無償とすること

※所有者が複数人存在する場合は所有者分の承諾書を添付

引込工事調整結果報告書

事業者名 **(株)南神戸建設**

作成者：氏 名 **長田 太郎**

電話番号 **078-0000-0000**

既設利用の場合でも調整担当者の連絡先を記入

施工場所： **中央区加納町6丁目5-1**

(住宅地図 **P25 G×4**)

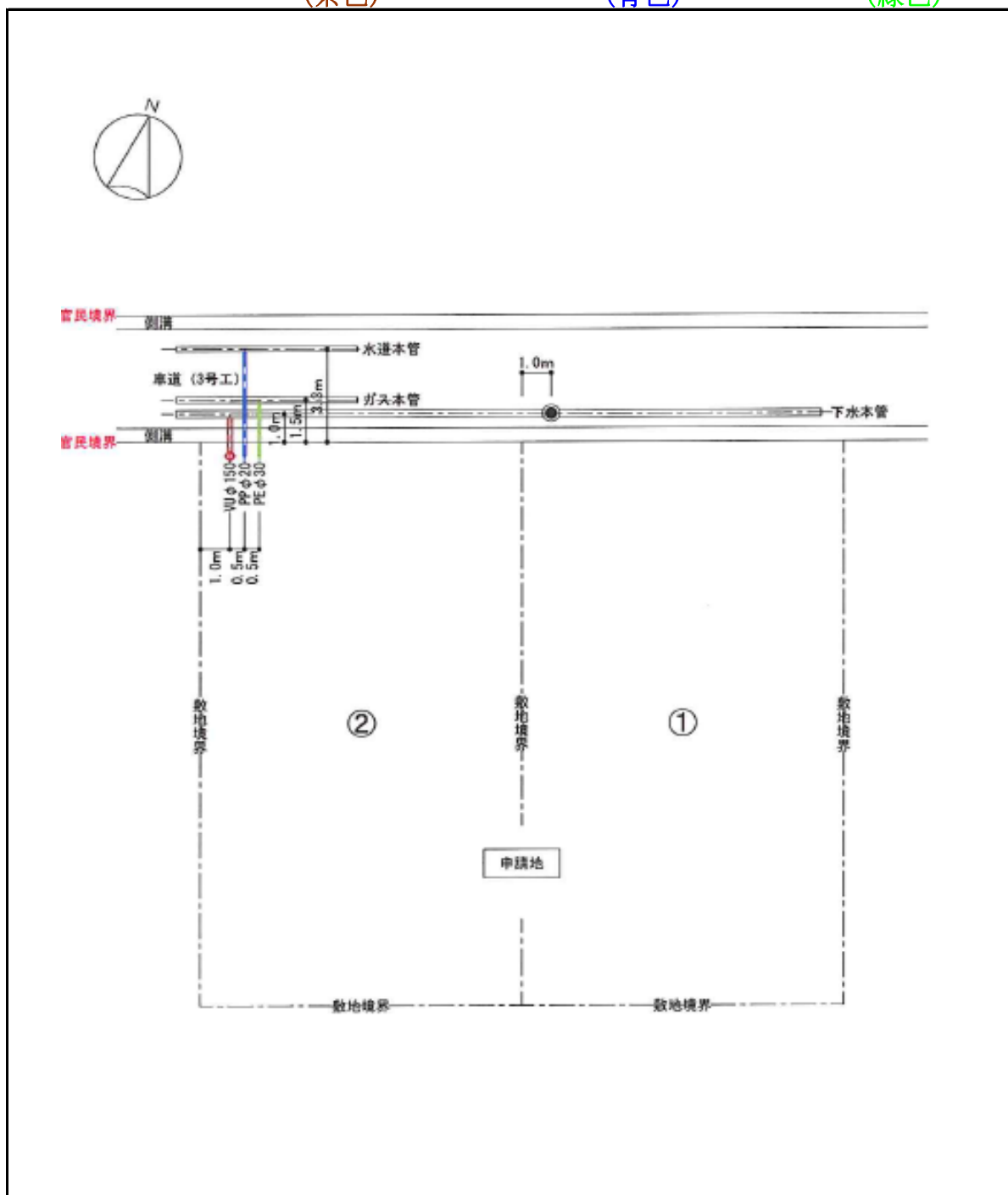
種別	事業者名	工事内容			施工者名	連絡先	
		歩車別	管径mm	工期		氏 名	電話番号
水道	神戸市水道局配水課	☐ 歩道 ☒ 車道 ☐ 歩車道	φ 00 mm 新設 L= 0.0 m	R4.11.1 ~ R5.3.31	(株)加賀水道	白山 登	000-0000-0000
下水道	神戸市建設局下水道部管路課	☐ 歩道 ☒ 車道 ☐ 歩車道	φ 00 mm 新設・入替 L= 0.0 m	R4.11.1 ~ R5.3.31	(株)名谷組	妙法寺 三郎	000-0000-0000
ガス	大阪ガス(株)	☐ 歩道 ☒ 車道 ☐ 歩車道	φ 00 mm L= 0.0 m	~	(株)西神ガス	層川 太郎	000-0000-0000
工事の手待ちの有・無		☐ 有 ☒ 無					
全体工事の調整事業者名		(株)南神戸建設 田尾 二郎 電話番号 0000-0000					
舗装復旧事業者名		☒ 水道 ☒ 下水 ☐ 大阪ガス ☐ 単独 ☒ 事前協議済 ☐ 協議の上復旧業者決定 ☐ 水道局舗装復旧業者名 ☒ 下水道部管路課舗装復旧業者名 ☐ 大阪ガス舗装復旧業者名 ☐ その他 () 担当者 (有)板宿設備 新長田 史郎 で復旧します。					
備考(施主等)		※ 依頼者 神戸 一郎 電話番号 0000-0000-0000					

※作成にあたっての注意事項

- ア. 工事の手待ちの有・無 …… 各工事間の工期を調整し、手待ちが無いようにすること。
手待ちが生じる場合は、理由を記入すること。
- イ. 全体工事の調整事業者 …… 原則として、先行事業者により全体工事の調整を行うこと。
但し、事前着工している工事がある場合は、未着工工事間で代表者を決定し、調整を行うこと。
- ウ. 舗装復旧事業者名 …… 原則として、舗装復旧は全工事完了後に一括施工とすること。
- エ. 施工者名 …… 各工事施工者名を記入すること。

引込計画平面図

施工場所	神戸市中央区加納町6丁目5-1		
施主	神戸 一郎		
施工業者	(株) 南神戸建設		
工種	下水道引込み (茶色)	水道引込み (青色)	ガス引込み (緑色)



取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認申請書(変更)

令和 3年 4月10日

神戸市長 様

該当しないものは'見え消し線'で消す
(見本では改築工事の場合を示す)

下記のとおり下水道法第16条の規定により、取付管・接続ます(新設・改築)工事(変更)を申請します。
なお、工事完成後、無償にて市に帰属することを承諾します。

申請者	住所	神戸市中央区磯辺通〇丁目〇-〇		接続ます設置場所		神戸市中央区加納町6丁目5-1			
	氏名	神戸 一郎		住宅地図	p	25	G	—	4
	受任者	指定番号	受任者名		(株)南神戸建設	責任技術者名	田尾 二郎		
	〇〇〇	電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇		携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			

承認番号	令和 3年 4月 〇日 神建下管第〇〇〇〇号	管理番号	中央	区	4〇〇〇〇〇
変更内容	変更前		変更後		
	舗装復旧面積:〇〇.〇㎡ 掘削予定工期:令和〇年〇月〇日		舗装復旧面積:〇〇.〇㎡ 掘削予定工期:令和〇年〇月〇日		
変更理由	中部建設事務所、〇〇ガスと本復旧について立会、調整した結果、舗装復旧面積と施工時期が変更になったため。				
添付資料 (変更分のみ)	☐ 委任状 ☐ 位置図 ☐ 平面図・横断図 ☐ 写真 ☐ 下水道台帳図(本管・取付管説明図 各1枚) ☐ 道路占用許可申請関係書類【公道部】 ☐ 公共下水道工事に関する承諾報告書【私道部】				

当初申請より変更・追加のない書類の提出は不要
※工期変更のみの場合は添付資料は不要

管理番号		区	—	号
------	--	---	---	---

上記のとおり申請があり、書類審査の結果、適格と認め、別紙の条件を付して承認し、施工承認通知書により通知してよろしいか。(伺)	神建下管第 号 令和 年 月 日	課長	担当課長	担当係長	担当	担当
--	---------------------	----	------	------	----	----

取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認申請書(変更)(副)

令和 3年 4月10日

神戸市長

該当しないものは'見え消し線'で消す
(見本では改築工事の場合を示す)

下記のとおり下水道法第16条の規定により、取付管・接続ます(新設・改築)工事(変更)を申請します。
なお、工事完成後、郵便番号を記載してください。償にて市に帰属することを承諾します。

申請者	住所	神戸市中央区磯辺通〇丁目〇-〇		接続ます設置場所		神戸市中央区加納町6丁目5-1			
	氏名	神戸 一郎		住宅地図	p	25	G	—	4
	受任者	指定番号	受任者名		(株)南神戸建設	責任技術者名	田尾 二郎		
	〇〇〇	電話番号	078-〇〇〇-〇〇〇〇		携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			

承認番号	令和 3年 4月 〇日 神建下管第〇〇〇〇号	管理番号	中央	区	4〇〇〇〇〇
変更事項	承認番号, 管理番号を記入 ※3.4 (3) を参照				
変更内容	変更前 舗装復旧面積: 〇〇.〇㎡ 掘削予定工期: 令和〇年〇月〇日		変更後 舗装復旧面積: 〇〇.〇㎡ 掘削予定工期: 令和〇年〇月〇日		
変更理由	中部建設事務所、〇〇ガスと本復旧について立会、調整した結果、舗装復旧面積と施工時期が変更になったため。				
添付資料 (変更分のみ)	☐ 委任状 ☐ 位置図 ☐ 平面図・横断図 ☐ 写真 ☐ 下水道台帳図(本管・取付管説明図 各1枚) ☐ 道路占用許可申請関係書類【公道部】 ☐ 公共下水道工事に関する承諾報告書【私道部】				

当初申請より変更・追加のない書類の提出は不要
※工期変更のみの場合は添付資料は不要

ださい。
ないことがあります。

管理番号		区	—	号
------	--	---	---	---

記入不要

支援事業認定変更申請書

当初申請より変更がある場合は
本様式を提出すること

令和 5 年 4 月 17 日

神戸市長 あて

申請者 住所 神戸市兵庫区御崎町〇丁目〇-〇

株式会社 南神戸建設
氏名 代表取締役 田尾 二郎

電話 078-〇〇〇〇-〇〇〇〇

公共下水道（取付管・接続ます）改善への支援事業実施要綱第3条第2項に基づき事業の変更認定を申請します。

支援事業交付予定額通知書番号	令和 5 年 4 月 1 日 第 〇〇〇〇 号	
管理番号	中央 区 420000	
変更事項	☐ 給付金の振込先口座の変更 ☐ 承認工事の内容変更に伴う見積金額の変更 ☒ 住所変更、社名変更 ☐ その他 ()	
変更内容	変更前 株式会社 南神戸建設 代表取締役 田尾 二郎	変更後 株式会社 神戸下水計画 代表取締役 田尾 二郎
変更理由	社名変更のため	
添付資料 (変更分のみ)	☐ 変更見積書 ☒ 指定工事店証 ☐ その他	

令和 4 年度以前の
当初申請分は記載不要

(以下、口座変更がない場合、記載不要です。)

給付金の受領を委任する場合は、次の欄に記載してください。

受任者

委任者

住所

住所

氏名

氏名

給付金は、下記の預金口座に口座振込の方法により決済してください。

ただし、下記の事項を承認いたします。

振込先金融機関	預金種目	口座番号
長田 銀行 片山町 支店 金庫	1 普通 2 当座 3 その他 ()	△ △ △ △ △ △ △
金融機関コード	フリガナ	カブシキガイシャ コウベグスイケイカク
支店コード	口座名義	株式会社 神戸下水計画

- 貴市の口座振込手続き完了をもって当方は受領したものと認め、あらためて領収証は発行いたしません。
- 上記について万一事故が生じた場合は、当方において一切の責任を負い貴市にはご迷惑をおかけいたしません。
- 上記の請求代金に対し、振込手数料を必要とする場合は、当方が受領する金額から差引きされても異議ありません。

変 更 見 積 書

令和 3年 4月 10日

神戸市長 あて

支援事業認定
申請書の申請
者の住所と氏
名を記入

住所 神戸市兵庫区御崎町〇丁目〇-〇
氏名 (株)南神戸建設 代表取締役 田尾 二郎

つぎのとおり見積りいたします。

見積金額	☆☆☆,☆☆☆ 円
------	-----------

調査番号を記入

工事場所	神戸市中央区加納町6丁目5-1		
調査番号	中央	区	3〇〇〇〇〇
申請者	住所	神戸市中央区磯辺通〇丁目〇-〇	
	氏名	神戸 一郎	

取付管・接続ます工事施
工承認申請書上の申請者
の住所、氏名を記入

件 名	数量	金 額	備考
ます・取付管改築工事費	1 式	〇〇〇,〇〇〇	
舗装復旧費	1 式	△△△,△△△	
計		□□□,□□□	
消費税		*,*,***	
合 計		☆☆☆,☆☆☆	

取付管・接続ます（新設・改築）工事
提出書類チェックリスト
変更申請書類用

新設・改築工事の変更申請書類に付もしくは郵送受付にて提出して
・無人受付の場合、窓口の投函箱に
・郵送受付の場合、郵送提出書類
記入漏れや不備があった場合は、

添付漏れがないか確認してチェック・マークする
見本では舗装復旧面積の変更の場合を示す

を添付して無人受

提出前に申請書類等の不備がないよう申請者チェック欄に「☒」チェックをしてください。

申請者 チェック欄	提出書類 ・ 特に必要な作業	必要 部数	備考
—	■施工承認申請書類（必ず必要）	—	
☒	取付管・接続ます（新設・改築）工事承認申請書（変更） 変更事項・変更内容・変更理由を正確に記入していますか？ 承認番号、管理番号を正確に記入していますか？	2	正副 各1部ずつ
—	■施工承認申請書類（当初の申請書から内容が変更になるもののみ必要）	—	
☒	委任状 申請者に変更が生じた場合のみ	2	
☐	位置図	2	
☒	平面図・横断図	2	
☐	公共下水道台帳図（本管・ます共）	2	
☐	建築計画平面図または建築予定敷地平面図	2	
☐	写真	2	
—	■支援事業認定申請変更書類（改築工事の場合必要）	—	
☒	支援事業認定変更申請書	2	
☒	変更見積書	1	給付予定額が変更になる場合
—	■道路掘削申請書類（当初の申請書から内容が変更になるもののみ必要）	—	
☐	位置図	1	
☐	平面図・横断図	1	
☐	引込工事計画平面図	1	
☐	引込工事調整結果報告書	1	
☐	工事箇所現況写真（遠景・近景）	1	
☐	作業方法形態図（交通規制図）	1	
☐	公共下水道工事に関する承諾報告書	1	私道のみ提出
—	■調査報告書類（取付管・接続ます1箇所につき1部必要）	—	
☐	公共下水道（取付管・接続ます）の調査報告書 取付管の管種・管径などの必要項目は漏れなく記入していますか？	1	既設管ありの場合
☐	位置図 住宅地図に準拠したもので、工事箇所を図示していますか？	1	既設管ありの場合
☐	公共下水道台帳図（本管・ます共） 本管・取付管の属性を表示したものを添付していますか？	1	既設管ありの場合
☐	建築計画平面図または建築予定敷地平面図	1	既設管あり
☐	現地写真 本管より下流に向かって、①遠方・②近景・③対面・④ます周り ⑤ます深・⑥ます位置（現地台帳距離）・⑦取付管口 最低7枚ありますか？	1	既設管ありの場合

☒ 各種申請書類への記入漏れはありませんか？（日付、工期等）

以上のとおり相違ありません。

記入者欄

会社名

㈱南神戸建設

担当者名

志津川 守

連絡先

TEL: 078-0000-0000

FAX: 078-****-****

取付管・接続ます(新設・改築)工事完成検査願

令和 3年 8月 3日

該当しないものは'見え消し線'で消す
(見本では改築工事の場合を示す)

神戸市

市長 殿

申請書の住所・氏名と同じものを記入

申請者 住所 神戸市中央区磯辺通〇丁目〇-〇

氏名 神戸 一郎

承認年月日・承認番号を記入
※3.4 (3) を参照

下記のとおり取付管・接続ます(新設・改築)工事が完成したので検査をお願いします。

1. 承認番号： 令和 〇 年 〇 月 〇 日 神建下管第 〇〇〇〇 号

2. 施工場所： 神戸市中央区加納町6丁目5-1

3. 受任者： 業者名 (株)南神戸建設

4. 施工業者：
(管工事) 業者名 (株)南神戸建設

(舗装工事) 業者名 (有)板宿舗装

他社復旧となった場合、
実際に復旧を行った業者名を記入

5. 添付書類

- 取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認通知書の写し ■位置図
- 台帳修正用図面(下水道台帳図上に記入) ■施工通知書の回答の写し ■工事写真
- 道路掘削跡舗装復旧検査願書類一式(公道掘削を伴う場合) □取付管・接続ますの資産表(新設の場合)
- 工事内訳書(改築の場合) 掘削場所が宅内、私道の場合は提出不要 新設の場合は必ず添付すること

※工事完成後、速やかに本紙を提出してください。

※記入漏れや記入ミスがある場合は、書類を受理できないことがあります。

改築の場合は必ず添付すること

上記の検査願により、提出された関係書類に基づき完成検査を行った結果、合格と認め、工事完成検査合格通知書により通知してよろしいか。(伺)

記入不要

神建下管第 〇 号
令和 〇 年 〇 月 〇 日

課長	担当課長	担当係長	担当	担当

取付管・接続ます(新設・改築)工事完成検査願(副)

令和 3 年 8 月 3 日

神戸市長 あて

申請書の住所・氏名と同じものを記入

該当しないものは'見え消し線'で消す
(見本では改築工事の場合を示す)

申請者 住所 神戸市中央区磯辺通〇丁目〇-〇

氏名 神戸 一郎

承認年月日・承認番号を記入
※3.4 (3) を参照

下記のとおり取付管・接続ます(新設・改築)工事が、完成したので検査をお願いします。

1. 承認番号: 令和 〇 年 〇 月 〇 日 神建下管第 〇〇〇〇 号

2. 施工場所: 神戸市中央区加納町6丁目5-1

3. 受任者:

業者名 (株) 南神戸建設

4. 施工業者:

(管工事)

業者名 (株) 南神戸建設

(舗装工事)

業者名 (有) 板宿舗装

他社復旧となった場合、
実際に復旧を行った業者名を記入

取付管・接続ますの資産表(無償寄付)

取付管					
1	取付管径	150mm	延長	〇.〇〇m	少数第2止め
2	取付管径	mm	延長	m	少数第2止め
3	取付管径	mm	延長	m	少数第2止め
4	取付管径	mm	延長	m	少数第2止め
5	取付管径	mm	延長	m	少数第2止め
6	取付管径	mm	延長	m	少数第2止め
7	取付管径	mm	延長	m	少数第2止め
8	取付管径	mm	延長	m	少数第2止め
9	取付管径	mm	延長	m	少数第2止め
10	取付管径	mm	延長	m	少数第2止め

接続ます					
種類	宅地ます	公道ます	その他 (一号マンホール)	その他 ()	
個数	1個	個	1 個		個

概算工事費は、税込みとする

概算工事費（千円以下は、切捨てで丸める）

〇〇,〇〇〇円

※舗装費も含む

人孔(マンホール)を設置した場合も必ず記入する

工 事 内 訳 書

令和 3年 8月 3日

完成検査願と日付を一致させる

神戸市長 あて

支援事業認定申請書の申請者の住所と氏名を記入

住所 神戸市兵庫区御崎町〇丁目〇ー〇

氏名 (株)南神戸建設 代表取締役 田尾 二郎

工事の内訳はつぎのとおりです。

インボイス(登録:T123456789123 ・ 未登録)

工事金額	☆☆☆☆,☆☆☆☆ 円		
管理番号を記入 ※3.4 (3) を参照		予定額通知書の金額と一致させる	
工事場所	神戸市中央 申請書の工事場所と一致させる		
管理番号	中央	区	4 2 〇 〇 〇 〇
申請者	住所	神戸市中央区磯辺通〇丁目〇ー〇	
取付管・接続ます工事施工承認申請書上の申請者の住所、氏名を記入	名	神戸 一郎	

件 名	数量	金 額	備考
ます・取付管改築工事費	1式	〇〇〇,〇〇〇	
舗装復旧費	1式	△△△,△△△	
複数の調査報告書を1つの申請書にまとめて申請している場合、合算した金額を記入		□□□,□□□	
消費税(10%)		*,*,***	
消費税率を記入			
合 計		☆☆☆,☆☆☆	

**取付管・接続ます（新設・改築）工事
提出書類チェックリスト
完成検査書類用**

新設・改築工事の完成検査書類について、下記チェック欄に「☒」チェックをし、記入者欄に記入し、完成検査書類を添付して無人受付もしくは郵送受付にて提出してください。

- ・無人受付の場合、窓口の投函箱に投函してください。
- ・郵送受付の場合、郵送提出書類一覧表に記入漏れや不備があった場合は、当

添付漏れがないか確認してチェック・マークする
見本は新設工事で公道を掘削した場合を示す

提出前に申請書類等の不備がないか、下記チェック欄に「☒」チェックをしてください。

申請者 チェック欄	提出書類 ・ 特に必要な作業	必要 部数	備考
—	■完成検査書類（必ず必要）	—	
☒	取付管・接続ます(新設・改築)工事完成検査願 承認番号を正しく記入していますか？ 申請者欄の記入内容は申請書と異なっていませんか？ 5. 添付書類欄にチェックは入っていますか？	2	正副 各1部ずつ
☒	取付管・接続ます(新設・改築)施工承認通知書の写し 市長印が押印されているものの写しを添付してください。	1	
☒	位置図	1	
☒	台帳修正用図面 ますのみ取替の場合も記入していますか？	1	
☒	取付管・接続ますの資産表(無償寄付)	1	新設の場合
☒	工事内訳書	1	改築の場合
☒	施工通知回答書(写)	1	
☒	立会・協議確認書(写)	1	
☒	工事写真(管工事)	1	
☒	工事写真(土工・舗装工事)	1	
—	■道路掘削跡復旧工事検査書類（市道・国道で掘削する場合は必ず必要）	—	公道のみ提出
☒	道路掘削跡復旧工事検査願作成様式兼舗装面積計算書	1	
☒	位置図	1	
☒	舗装復旧面積集計表	1	
☒	道路掘削許可証(副)の写し	1	
☒	工事写真(管工事)	1	
☒	工事写真(土工・舗装工事)	1	

☒ 各種申請書類への記入漏れはありませんか？（日付、工期等）

以上のとおり相違ありません。

記入者欄

会社名

(株)南神戸建設

担当者名

一ノ関 渡

連絡先

TEL: 078-0000-0000

FAX: 078-***-***

道路掘削跡復旧工事検査願作成様式兼舗装面積計算書

掘削許可番号	道占中部第 000000 号			掘削許可番号を記入																												
工事場所	神戸市 中央区 加納町6丁目5-1																															
工事期間	令和 3 年 4 月 21 日～令和 3 年 7 月 31 日																															
管理番号	中央 区 400000			管理番号を記入																												
舗装復旧業者	○ 申請者復旧 (復旧業者名) ()	(有)板宿舗装																														
	他社復旧 (ガス) (復旧業者名) ()																															
	他社復旧 (水道) (復旧業者名) ()																															
	他社復旧 (建築24条) (復旧業者名) ()																															
	他社復旧 (その他) (復旧業者名) ()																															
舗装復旧面積 (舗装・街渠・白線)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>実掘部</th> <th>復旧面積 (合計)</th> <th>適</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号工</td> <td>1.4 m²</td> <td>17.6 m²</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td>号工</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号工</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号工</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>号工</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白線</td> <td>2.0 m</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				工種区分	実掘部	復旧面積 (合計)	適	3号工	1.4 m ²	17.6 m ²	適	号工	m ²	m ²		号工	m ²	m ²		号工	m ²	m ²		号工	m ²	m ²		白線	2.0 m		
工種区分	実掘部	復旧面積 (合計)	適																													
3号工	1.4 m ²	17.6 m ²	適																													
号工	m ²	m ²																														
号工	m ²	m ²																														
号工	m ²	m ²																														
号工	m ²	m ²																														
白線	2.0 m																															
舗装復旧工程写真の有無	有	毎	有にマーク																													
添付資料	○ 検査願作成様式兼面積計算書	1部	※本紙																													
	○ 位置図 (住宅地図)	1部																														
	○ 舗装復旧面積集計表	1部	※工事箇所が複数の場合のみ																													
	○ 道路掘削許可証 (副) の写し	1部																														
	○ 工事写真 (管工事・舗装)	1部																														
	その他 ()																															

舗装復旧範囲図面・面積計算書

管理番号を記入

計算例1

白線 L=3.0m

※白線について
公安委員会設置の
路面標示について
は記載不要

白線についても記入

面積計測写真と同じ寸法を記入し、計算すること

実掘・舗装復旧面積を計算する
※ガス・水道についても記入する
※他社と復旧面積について負担割合を計算している場合は負担率の計算過程も記入

【全体面積】
 $9.45 \times 3.00 = 28.35 \text{ m}^2$
 $18.99 - 1.43 = 17.56 \text{ m}^2$

【実掘面積】
 $S: 0.75 \times 1.90 = 1.43 \text{ m}^2$
 $G: 0.70 \times 1.00 = 0.70 \text{ m}^2$

【負担率】
 $S: 1.43 \div (1.43 + 0.70) = 0.67$
 $G: 0.70 \div (1.43 + 0.70) = 0.33$

白線
 $S: 3.0 \times 0.67 = 2.01$

【影響面積】
 $S: 28.35 \times 0.67 = 18.99 \text{ m}^2$
 $G: 28.35 \times 0.33 = 9.36 \text{ m}^2$

図面詳細:
 0.75×1.90
 0.70×1.00
 3.00
 9.45

計算例2

掘削許可番号

道占中部第 000000 号

工事場所

神戸市 中央区 加納町6丁目5-1

工事期間

令和 3 年 4 月 21 日～令和 3 年 7 月 31 日

管理番号

中央区 400000

舗装復旧業者

○

申請者復旧（復旧業者名）（（有）板宿舗装）

他社復旧（ガス）（復旧業者名）（（有））

他社復旧（水道）（復旧業者名）（（有））

他社復旧（建築24条）（復旧業者名）（（有））

他社復旧（その他）（復旧業者名）（（有））

工種区分

復旧面積（合計）

適用

3号工

1.0 m²

2.3 m²

号工

m²

m²

号工

m²

m²

号工

m²

m²

号工

m²

m²

舗装復旧面積（舗装・街渠・白線）

3号工

1.0 m²

2.3 m²

号工

m²

m²

号工

m²

m²

号工

m²

m²

号工

m²

m²

舗装復旧工程写真の有無

有・無

無しの場合の理由

添付資料

○

検査願作成様式兼面積計算書

1部

※本紙

○

位置図（住宅地図）

1部

○

舗装復旧面積集計表

1部

※工事箇所が複数の場合のみ

○

道路掘削許可証（副）の写し

1部

○

工事写真（管工事・舗装）

1部

その他（（有））

舗装復旧範囲図面・面積計算書

実掘部が2社で重なっているケース

＜神戸市3号工＞

復旧面積

2.20*3.00=6.60m²

掘削面積

合計1.92m²

下水

1.20*1.60*1/2=0.96m²

0.96/1.92*100=50.0%

ガス

1.20*1.60*1/2=0.96m²

0.96/1.92*100=50.0%

負担面積

下水50.0%：6.60*0.50=3.30m²

ガス50.0%：6.60*0.50=3.30m²

影響面積

下水：3.30-0.96=2.34m²

ガス：3.30-0.96=2.34m²

3.00

2.20

1.60

1.20

下水

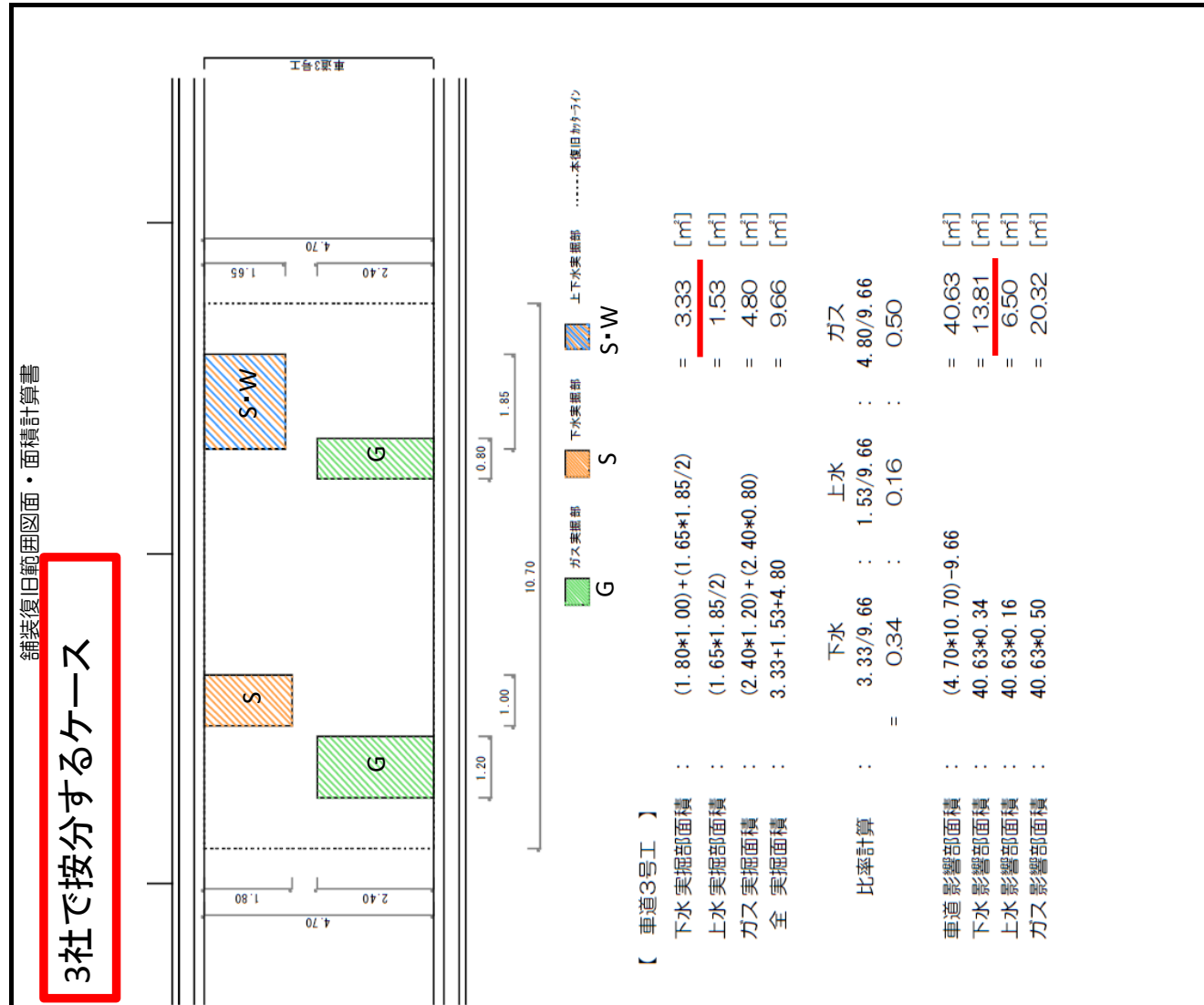
ガス

54

計算例3

道路掘削跡復旧工事検査願作成様式兼舗装面積計算書

掘削許可番号	道占中部第 〇〇〇〇〇〇 号		
工事場所	神戸市 中央区 加納町6丁目5-1		
工事期間	令和 3 年 4 月 21 日	～	令和 3 年 7 月 31 日
管理番号	中央 区	400000	
舗装復旧業者	○ 申請者復旧 (復旧業者名) ()	(有)板宿舗装	
	他社復旧 (ガス) (復旧業者名) ()		
	他社復旧 (水道) (復旧業者名) ()		
	他社復旧 (建築24条) (復旧業者名) ()		
	他社復旧 (その他) (復旧業者名) ()		
舗装復旧面積 (舗装・街渠・白線)	工種区分	復旧面積 (合計)	
		実掘部	影響部
	3号工	3.3 m ²	13.8 m ²
	号工	m ²	m ²
	号工	m ²	m ²
	号工	m ²	m ²
舗装復旧工程写真の有無	有・無		
	無しの場合の理由		
添付資料	添付資料名	部数	備考
	○ 検査願作成様式兼面積計算書	1部	※本紙
	○ 位置図 (住宅地図)	1部	
	○ 舗装復旧面積集計表	1部	※工事箇所が複数の場合のみ
	○ 道路掘削許可証 (副) の写し	1部	
○ 工事写真 (管工事・舗装)	1部		
その他 ()			



令和5年4月1日以降申請受付分は請求書の提出不要

給付金請求書

本市の指定する日付を記入して提出する

年 月 日

神戸市長 あて

支援事業認定申請の申

申請者 住所 神戸市兵庫区御崎町〇丁目〇ー〇

氏名 株式会社 南神戸建設
代表取締役 田尾 二郎

登録ありの場合記入⇒

インボイス（登録：T123456789123 ・未登録）

電話 078-〇〇〇〇-〇〇〇〇

公共下水道（取付管・接続ます）改善への支援事業実施要綱第8条に基づき給付金を請求します。

取付管・接続ます改築工事完成検査合格通知

令和 〇年 〇月 〇日神建下管第〇〇〇〇号

検査合格通知日、検査合格番号を記入
※3.4 (6) を参照

請 求 額		百万		千		円
	¥	〇	〇	〇	〇	〇

金額の左側に“¥”をつけること

給付金決定通知書と金額を一致させる

内 訳

施行場所：神戸市中央区加納町6丁目5-1

←申請書の工事場所と一致させる

取付管・接続ます改築工事費 1式

[10%対象143,000円 内税 13,000円]

←計算ミスがないか確認する

請求代金 銀行銀行 金庫金庫 支店支店
ただし、
となっていないか注意

法により決済して

支援事業認定申請者の口座
名義情報を記入

振込先金融機関	預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()	口座番号	△ △ △ △ △ △ △
大倉山銀行 県前 支店 金庫		フリガナ カ) ミナミコウベケンセツ		ダ) コウベタロウ
金融機関コード □ □ □ □	口座名義	株式会社 南神戸建設 代表取締役 神戸太郎		
支店コード □ □ □ □				

1 専断の口座振込手続き完了をもって当方は受領したものと認め、あらためて領収証は
口座情報の入力漏れはないか。ゆうちょは漢数字で〇〇〇支店と記入する。

した場合は、当方 フリガナが途中で切れていないか注意。

5 上記の請求代金に対し、振込手数料を必要とする場合は、当方が支払する金額から引き
きされて

種目を選択しているか

令和5年4月より債権者登録制度は廃止されるため、必ず口座情報を記入すること

取付管・接続ます改築工事
提出書類チェックリスト
給付金請求書類用

令和5年4月1日以降申請受付
分は請求書の提出不要

改築工事完成後の給付金請求書類について、下記チェック欄に「☒」チェックをし、記入者欄に記入の上、給付金交付申請書類を添付して無人受付もしくは郵送受付にて提出してください。

- ・無人受付の場合、窓口の投函箱に投函してください。
- ・郵送受付の場合、郵送提出書類一覧表を同封し郵送してください。

記入漏れや不備があった場合は、

添付漏れがないか確認してチェック・マークする。

提出前に申請書類等の不備がないか、申請者欄に「☒」チェックをしてください。

申請者 チェック欄	提出書類 ・ 特に必要な作業	必要 部数	備考
☒	給付金兼請求書	1	
☒	取付管・接続ます改築工事完成検査合格通知書(写)	1	
☒	給付金交付決定通知書(写)	1	

☒ 各種申請書類への記入漏れはありませんか？（日付、工期等）

以上のとおり相違ありません。

記入者欄

会社名

(株)南神戸建設

担当者名

長町 武

連絡先

TEL: 078-0000-0000

FAX: 078-****-****

取付管・接続ます承認工事申請取下げ届

令和 3 年 6 月 1 日

神戸市長あて

申請者・受任者 住所 神戸市兵庫区御崎町〇丁目〇ー〇
氏名 (株)南神戸建設 代表取締役 田尾 二郎

取付管・接続ます承認工事について、下記のとおり承認の取下げをお願いします。

記

1. 管理番号

中央 区ー 4〇〇〇〇〇〇

管理番号を記入
※3.4 (3) を参照

2. 承認番号

令和 〇年 〇月 〇日 神建下管 第 〇〇〇〇 号

3. 工事場所

中央 区 加納町 6 丁目 5 - 1

承認日、承認番号を記入
※3.4 (3) を参照

4. 取下げ理由

施主の都合により建築工事が中止となったため。

理由を必ず明記

以上

**取付管・接続ます改築工事
提出書類チェックリスト
承認申請取下げ書類用**

新築・改築工事の承認申請取下げ書類について、下記チェック欄に「☒」チェックをし、記入者欄に記入の上、承認申請取下げ書類を添付して無人受付もしくは郵送受付にて提出してください。

- ・無人受付の場合、窓口の投函箱に投函してください。
 - ・郵送受付の場合、郵送提出書類一覧表を同封し郵送してください。。
- 記入漏れや不備があった場合は、当

添付漏れがないか確認してチェック・マークする

提出前に申請書類等の不備がないか、申請書類等欄に「☒」チェックをしてください。

申請者 チェック欄	提出書類 ・ 特に必要な作業	必要 部数	備考
☒	取付管・接続ます承認工事 申請取下げ届	1	
☒	取付管・接続ます(新設・改築)工事施工承認通知書	1	

☒ 各種申請書類への記入漏れはありませんか？

以上のとおり相違ありません。

記入者欄

会社名

(株)南神戸建設

担当者名

長町 武

連絡先

TEL: 078-0000-0000

FAX: 078-***-****

**取付管・接続ます（新設・改築）工事に係る書類
郵送提出書類一覧表**

- ・郵送による書類提出の場合、書類番号表を確認し、提出する書類番号を記入
見本は施工承認申請書類(改築工事)・調査報告書を郵送する場合を示す

1. 郵送書

	接続ます住所	番号	備考	市記入欄
1	中央 区 加納町6丁目5-1	③		
2	須磨 区 大黒町4丁目〇-〇	①		
3	区			
4	区			
5	区			

※番号欄は以下の種類番号表を基に、郵送する書類に該当する番号を記入してください。

※提出書類が6件分以上の場合、複数枚の様式に分けて記入してください。

書類番号表			
①	調査報告書	④	変更申請書類
②	施工承認申請書類（新設工事）	⑤	完成検査書類
③	施工承認申請書類（改築工事） 支援事業認定申請書 調査報告書（直接申請の場合のみ）	⑥	給付金請求書類
		⑦	承認申請取下げ書類

郵送による返送を希望する場合は必ず○で囲む

2. 本市からの郵送による返答希望（②、③、④、⑤の書類郵送時のみ対象）

郵送による返答希望 （いずれかに○）	希望する ・ 希望しない（窓口受取）
-----------------------	---------------------------

※本市からの郵送による返答を希望される場合、返送用封筒（切手貼付、返送先記入）を同封してください。

※申請書類（書類番号②、③、④のいずれか）と完成検査書類（書類番号⑤）を同時に郵送される場合のみ、
返送用封筒を2つ同封してください。（それ以外の場合は1つ同封）

3. 記入者会社名・氏名・連絡先（本書の記入者情報）

会社名	氏名	連絡先
㈱南神戸建設	岡山 譲	078-〇〇〇〇-〇〇〇〇

3. 4 その他

(1) 各種様式データについて

各種様式データは以下の URL に掲載している。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a16804/tetsudoku.html>

(2) 申請書等の訂正方法について

申請書等の書類の記載に誤りが発覚した際、基本的には申請書等を再作成する必要がある。しかし、家屋の建築工事の進捗との兼ね合いにより再作成の時間的余裕がない等の事情を鑑み、訂正を行うことも認めている。訂正を行う際は、誤りのある記載部分を2重線で見え消しにし、訂正後の記載を行った後、訂正箇所の横に「訂正日、訂正、訂正者会社名、訂正者氏名」を記入※、もしくは訂正箇所の上から訂正印を押印すること。

※記入例：令和〇年〇月〇日（訂正日） 訂正 △△△（訂正者会社名） □□ □□（訂正者氏名）

合わせて以下の注意点を遵守すること。

- ・訂正者は申請者もしくは受任者とする。
- ・訂正を行う際、修正テープや修正液は用いない。
- ・訂正印は申請者もしくは受任者の社印とする。ただし、申請者や受任者（責任技術者）の個人印でも可とする。
- ・訂正は提出前の書類に限定する（提出後であれば再提出もしくは変更申請が必要）。
- ・添付資料の訂正方法も同様とする。

電子申請システム（e-KOBE）では、システム上で修正依頼を行う。申請書類の修正のために来庁する必要がなくなるため、活用をお願いしたい。

(3) 内訳書の送付について

申請書類に添付されている業者の見積書について、本市で査定した結果、本市査定額が業者見積額より低い場合、支援事業交付予定額通知書の交付前に市担当者よりメールまたは FAX で内訳書の送付を行う。業者見積額の方が低い場合、市から内訳書の送付は行わない。次ページに内訳書の見本を掲載する。

- ・支援事業交付予定額通知書の交付前に金額の変更があった場合、内訳書の再送を行う。
- ・内訳書の「舗装復旧費」は舗装仮復旧、本復旧にかかる費用を合わせた金額である。
「ます・取付管改築工事費」はそれら以外の費用である。
- ・交通誘導員の配置の考え方は、管工事 2 人（2 人×1 日）、舗装 1 人（2 人×0.5 日）を標準としている。道路条件等により、それ以上の配置が必要となる場合、市職員に相談し、配置図等の追加資料で必要となる理由を示すこと。

令和6年4月1日

(株) 南神戸建設 御中

FAX : 000-000-0000

神戸市建設局下水道部管路課

内訳書の送付について

平素は神戸市下水道事業にご協力いただきありがとうございます。

申請いただきました取付管・接続ます（新築・改築）工事施工承認申請書に添付されている見積書について当方で査定した結果、市からの工事の給付額は以下の採用予定額です。支援事業交付予定額通知書の交付前に金額の変更があった場合は、内訳書の再送をさせていただきます。

本内訳書に関する問い合わせについては、送付日から開庁3日以内に下記連絡先までお願いします。

1. 申請日 : 令和6年 4 月 1 日
2. 接続ます設置場所 : 東灘 区 ○○○○○○○
3. 申請者名 : 神戸一郎
4. 調査番号 : 東灘 区 324○○○
5. 管理番号 : 東灘 区 — 424○○○

採用予定額	¥198,000
-------	----------

費 目	見積額	市査定額	備考
ます・取付管改築工事費	100,000	90,000	下記以外の費用
舗装復旧費	100,000	90,000	仮復旧・本復旧の費用
小計	200,000	180,000	
消費税	20,000	18,000	
合計	220,000	198,000	

市査定額が業者見積額よりも低い場合に限り内訳書を送付する。

(連絡先) 神戸市建設局下水道部管路課

(改善担当) 担当 : ○○○

TEL : 078-806-8794 FAX : 078-806-8924

(4)「承認日」・「承認番号」と「管理番号」について

提出書類の中で記載が必要な「承認日」・「承認番号」と「管理番号」については、施工承認通知書に記載されている。変更申請があった場合も施工承認通知書を交付する。最新の施工承認通知書を確認すること。

取付管・接続ます新設工事施工承認通知書

申請者 住所

氏名

承認番号
神建下管 第 号

令和 年 月 日

承認日

神戸市公共下水道管理者

神戸市長 久 元 喜 造

令和 年 月 日付けで申請のありました取付管・接続ます新設工事施工承認申請について、下水道法第16条の規定に基づき承認しましたので通知します。
なお、承認に際して別紙条件を付します。

管理番号
区

(5)「調査番号」について

提出書類の中で記載が必要な「調査番号」については、公共下水道（取付管・接続ます）の調査報告書について（回答）に記載されている。

調査 番号	行政区 区	業務 3	号
----------	----------	---------	---

調査番号

令和 年 月 日

公共下水道（取付管・接続ます）の調査報告書について（回答）

令和 年 月 日 付けで提出のありました公共下水道（取付管・接続ます）の調査報告書の回答を以下のとおりいたします。

調査業者（法人にあっては名称及び代表者の氏名、本市指定工事店の場合は指定番号も記入）

指定番号

電話番号

FAX番号

調査担当者

携帯番号

建築予定場所

建築予定時期：

～

排水設備確認申請提出予定時期： 令和 年 月 頃

同時引き込み予定：

宅地割の予定：

調査報告書回答書

上記提出のあった公共下水道（取付管・接続ます）の調査報告書について回答します。

- ☐ **入替**：取付管と接続ますを入替える必要があります。（支援事業対象）
施工承認申請・支援事業認定申請を行ってください。 **市担当者**：
- ☐ **撤去**：撤去する必要があります。（支援事業対象）
施工承認申請・支援事業認定申請を行ってください。 **市担当者**：
- ☐ **ますのみ取替**：接続ますのみを入替える必要があります。（支援事業対象）
施工承認申請・支援事業認定申請を行ってください。 **市担当者**：
- ☐ **ライニング**：本市で別途ライニング工事を施工します。
下記業者より連絡がありますので、施工時期等の調整をお願いします。
市担当者： **施工業者**： **担当者**： **Tel**：
- ☐ **残置**：残置しておいてください。
- ☐ **継続使用**：そのまま使用してください。
- ☐ **その他**：

市担当者：

神戸市 建設局 下水道部管路課排水設備係改善担当
（電話）078-806-8794

(6)「掘削許可番号」について

提出書類の中で記載が必要な「掘削許可番号」については、道路掘削許可証（副）に記載されている。工期延期など当初の許可内容から変更がある場合は、変更時に道路掘削許可証を送付している。最新の道路掘削許可証を確認すること。

様式第2号

見本

道路掘削許可証(副)

変更

道占

第

号

年

月

日

〇〇年S

-管路

第 XXXXX

号

〒

651-0084

住 所

神戸市中央区磯辺通3-1-7

氏 名

神戸市建設局下水道部（排水）

神戸市公共下水道管理者 久元喜造

担 当 者

（連絡先） 神戸市建設局下水道部管路課

TEL

078-806-XXXX

（

）

様

下記の条件を付して許可する。

占 用 の 目 的	下水道事業に係る地下設備の〇〇のため				
占 用 の 場 所	路線名	〇〇線			車道
	場 所	(自) 神戸市〇〇〇〇 他 1箇所(至)			
占用物件	名 称	工事種別	規 模	数 量	
	別紙道路占用物件内訳書のとおり				
占 用 の 期 間	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで	〇年 〇 月間	占用物件の構造	申請書添付書類のとおり	
工 事 の 時 期	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで	〇 日間	工事実施の方法	開削	
道 路 の 復 旧 方 法	申請者復旧 〇号工	添付書類	なし	掘削許可番号	
掘削業者	監督責任者		TEL		
復旧業者	監督責任者		TEL		
掘削面積	面積	5.00 m ²	長さ	5.0 m	幅（最大） 1.0 m
					2 箇所
条 件	道占〇〇 第 XXXXXX 号				
(1)	別紙記載事項を守ること				
(2)	1. 工事現場周辺の道路美化に努めること。 2. 各企業と工程及び本復旧の調整をし、一括施工すること。 5. 道路構造物に影響を与えた場合は、道路管理者と協議の上標準構造図に基づき復旧すること。 7. 工事完了後、直ちに「道路掘削後復旧工事検査願」及び工事写真を提出し検査を受けること。 8. 交通誘導員を配置して、交通の安全を確保すること。 11. 本復旧施工までの間、常に仮復旧箇所を巡回点検すること。 12. 仮復旧の路面には、必ず占有者の標示を行うこと。 13. 区 22.				
所 在 地	令和〇年〇月〇日				
甲地・乙地	神戸市長 久元 喜造				
1 この道路占用許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができる（なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日又は起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。 2 この道路占用許可については、この許可書を受け取った日（上記1の審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この許可書を受け取った日又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日又は裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。					

(7)「検査合格通知日」「検査合格番号」について

提出書類の中で記載が必要な「検査合格通知日」「検査合格番号」については、検査合格通知書に記載されている。

取付管・接続ます(新設・改築)工事完成検査合格通知書

検査合格番号

(公 印 省 略)

神建下管 第 号

年 月 日

検査合格通知日

申請者 住所

氏名

神戸市公共下水道管理者

神戸市長 久 元 喜 造

年 月 日付けで提出のありました取付管・接続ます工事完成検査願について、下記の通り合格と認めましたので通知します。

記

対象工事(承認番号): 年 月 日 第 号

検査合格日: 年 月 日

(8) 提出書類に対する本市からの返答書類

各提出書類に対する本市からの返答書類を以下に示す。

各提出書類に対する本市からの返答書類リスト

◆①調査報告書類

本市より回答書をFAXまたはe-KOBEにより送付（直接申請の場合は返答なし）

◆②施工承認申請書類（新設工事）

返答書類名 ※青字は申請者から送付されたものを返送	枚数	用紙サイズ	備考
取付管・接続ます（新設・改築）工事承認申請書（副）	1	A4	
位置図	1	※ 1	
平面図・横断図	1	A4	
公共下水道台帳図（本管・ます共）	1	※ 1	※ 2
工事箇所現況写真	1	A4	
取付管・接続ます新設工事施工承認通知書	1	A4	★
条件書	1	A4	★
道路占用許可申請受付済書	1	A4	★ 公道の場合のみ

◆②施工承認申請書類（改築工事）、⑤支援事業認定申請書類

返答書類名 ※青字は申請者から送付されたものを返送	枚数	用紙サイズ	備考
取付管・接続ます（新設・改築）工事承認申請書（副）	1	A4	
位置図	1	※ 1	
平面図・横断図	1	A4	
公共下水道台帳図（本管・ます共）	1	※ 1	※ 2
工事箇所現況写真	1	A4	
取付管・接続ます改築工事施工承認通知書	1	A4	★
条件書	1	A4	★
支援事業交付予定額通知書	1	A4	★
道路占用許可申請受付済書	1	A4	★ 公道の場合のみ

◆⑦変更申請書類

返答書類名 ※青字は申請者から送付されたものを返送	枚数	用紙サイズ	備考
取付管・接続ます（新設・改築）工事承認申請書（変更）（副）	1	A4	
位置図	1	※ 1	※ 3
平面図・横断図	1	A4	※ 3
公共下水道台帳図（本管・ます共）	1	※ 1	※ 2、※ 3
工事箇所現況写真	1	A4	※ 3
取付管・接続ます（新設・改築）工事施工承認通知書	1	A4	★
支援事業交付予定額変更通知書	1	A4	※ 4、★
条件書	1	A4	※ 5、★
道路占用許可申請受付済書	1	A4	※ 5、★

◆⑨完成検査書類

返答書類名 ※青字は申請者から送付されたものを返送	枚数	用紙サイズ	備考
取付管・接続ます（新設・改築）工事完成検査願（副）	1	A4	
取付管・接続ます（新設・改築）工事完成検査合格通知書	1	A4	★
給付金交付決定通知書	1	A4	★ 改築の場合のみ

※ 1：提出時の用紙サイズによる

※ 2：取付管・接続ます説明図と本管説明図を分けて提出している場合は 2 枚

※ 3：提出時に添付されている場合のみ

※ 4：改築工事の交付予定額に変更が生じる場合のみ

※ 5：当初の許可内容から変更が生じた場合のみ

★…電子申請の場合、e-KOBEで交付

電子申請の場合、青字の書類は返送を行わない。